

著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす  
効果と影響等に関する調査研究

【資料編】

平成29年3月

青山社中株式会社

本報告書は、文化庁の委託業務として、青山社中株式会社が実施した平成28年度「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文化庁の承認手続きが必要です。

## 目次

I アンケート調査	1
① 企業向け調査	1
② 権利者団体向け調査	17
③ 利用者団体向け調査	30
④ 個人向け調査	42
II ヒアリング調査	69

## I アンケート調査

### ① 企業向け調査

#### <アンケート調査票>

本調査でいう「著作物の利用」とは、例えば以下のように、他社（他者）が作成した著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）を利用して業務を行うことをいいます。その利用が有償であるか無償であるかは問いません。

- ・ イベントで音楽や映像を流す
  - ・ 美術品を展示する
  - ・ 写真を転載する
  - ・ 書籍や新聞記事を抜粋する
  - ・ インターネット上のデータをダウンロードする
  - ・ 既存のコンテンツを利用して二次著作物（\*）を作成する
- \* 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他原著作物の内面的な表現を維持しつつ、外面的な表現を変えることにより創作した著作物

※ 上記は例示ですので、これらに限られるものではありません。

#### 1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】 貴社が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1 文章・言語          | 7 映像                 |
| 2 音楽             | 8 写真                 |
| 3 演劇・舞踊          | 9 プログラム              |
| 4 美術（絵画、版画、彫刻など） | 10 その他               |
| 5 建築             | （具体的に）               |
| 6 図形（図表、図面、地図など） | 11 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-2】 貴社は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                     |
|---------------------|
| 1 著作物をそのまま販売        |
| 2 引用等により著作物の一部を利用   |
| 3 二次創作・翻案等のために利用    |
| 4 その他（具体的に）         |
| 5 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-3】 問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する事業を合計すると、貴社の売り上げのうち何割程度を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

- |      |        |
|------|--------|
| 1 1割 | 6 6割   |
| 2 2割 | 7 7割   |
| 3 3割 | 8 8割   |
| 4 4割 | 9 9割   |
| 5 5割 | 10 10割 |

【問 1-4】 貴社は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に馴染みがある	馴染みがある	どちらともいえない	あまり馴染みがない	ほとんど馴染みがない
1	2	3	4	5

【問 1-5】 貴社では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

十分理解している	概ね理解している	どちらともいえない	あまり理解していない	ほとんど理解していない
1	2	3	4	5

【問 1-6】 貴社では、各部署の職員が著作権の処理（著作物の利用許諾の申請など）を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか？いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。（当てはまる数字すべてに○）

1 法務部にいる	5 その他
2 総務部にいる	(具体的に： )
3 事業部局にいる	6 いない
4 社外にいる（顧問弁護士等）	7 わからない

【問 1-7】 貴社は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらともいえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-8】 貴社には、著作権以外の知的財産権（特許権、商標権など）を扱う業務が多いですか、少ないですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらともいえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-9】 貴社は、一般に、（著作権分野に限らず）業務上必要な場合には、他社（他者）に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常にある	ややある	どちらともいえない	あまりない	全くない
1	2	3	4	5

【問 1-10】 貴社は、一般に、（著作権分野に限らず）他社（他者）から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字 1 つだけに○）

非常にある	ややある	どちらともいえない	あまりない	全くない
1	2	3	4	5

【問 1-11】 仮に、貴社が新事業（著作権分野に限りません）を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴社はその事業を実施しますか。（最も近いもの数字 1 つだけに○）

完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	合法である可能性が極めて高ければ実施する	合法である可能性がある程度高ければ実施する	合法である可能性がわずかでもあれば実施する	合法か違法か不明であっても実施する
1	2	3	4	5

【問 1-12】 問 1-11 のように、貴社の業務について法律上の疑義が生じた場合、貴社はどのような対応をとりますか。（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	は 非 常 に 当 て は ま る	当 て は ま る	ど ち ら と も 言 え な い	あ ま り 当 て は ま ら な い	全 く 当 て は ま ら な い
A 弁護士等の専門家に相談する	1	2	3	4	5
B 役所に問い合わせる	1	2	3	4	5
C 同業他社に問い合わせる	1	2	3	4	5
D 社内のコンプライアンス体制を強化する	1	2	3	4	5
E トップの責任で判断する	1	2	3	4	5
F 社内関係者の合議で判断する	1	2	3	4	5
G 現場担当者が判断する	1	2	3	4	5
H 以上の他に、貴社の対応として考えられるものがありましたら、お書きください。（自由記述）					

◎ 著作権に関する条約では、「著作権者が市場で著作物の販売等を行うことを妨げない」、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。各国では、このような考え方に即して、「著作権者の利益を不当に害さない」と考えられるケースを様々な形で定めています。

【問 1-13】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いませんか、不当に害さないと思いませんか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	不 当 に 害 す る と 思 う	ど ち ら か と 言 え ば 不 当 に 害 す る と 思 う	ど ち ら と も 言 え な い	ど ち ら か と 言 え ば 不 当 に 害 し な い と 思 う	不 当 に 害 し な い と 思 う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1	2	3	4	5
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1	2	3	4	5
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	1	2	3	4	5
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1	2	3	4	5
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1	2	3	4	5
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1	2	3	4	5

自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	1	2	3	4	5
--------------------------------------	---	---	---	---	---

◎ 日本では、他人の著作物を著作者の許諾なしに利用する場合について、どのような場面や範囲であれば適法に利用できるのか、ある程度具体的に法律上に明記されています(※)。これに対して、著作者の許諾なしに適法に他人の著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 など

【問 1-14】 貴社は、今後の事業展開を考えたときに、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際のサービス展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス（チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス）」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴社の事業分野におけるサービス（著作物を利用した事業）を想定してお考え下さい。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	言えない どちらとも	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	1	2	3	4	5
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	1	2	3	4	5
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程	1	2	3	4	5

度抽象的に示す方法 (例) 「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方					
<b>D</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法 (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	1	2	3	4	5

【問 1-15】 著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	だ と 思 う	非 常 に 妥 当	だ と 思 う	ま あ 妥 当	い え な い	ど ち ら と も	だ と 思 わ な い	あ ま り 妥 当	だ と 思 わ な い	全 く 妥 当
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1		2		3		4		5	
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とまらない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1		2		3		4		5	
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	1		2		3		4		5	
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1		2		3		4		5	
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1		2		3		4		5	
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	1		2		3		4		5	
G 他に予想される効果がありましたら、お書きください。 (自由記述)										

【問 1-16】 これまで、著作権制度が貴社のビジネス上の障害となった事例があれば、教えてください。

(自由記述)

【問 1-17】 現在の著作権制度について、どのような点が改善されればよいと思いますか。具体的に、教えてください。

(自由記述)

## 2. 著作権の行使に関する調査

【問 2-1】 貴社が権利を有している著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

1 文章・言語	8 写真
2 音楽	9 プログラム
3 演劇・舞踊	10 その他
4 美術（絵画、版画、彫刻など）	（具体的に
5 建築	）
6 図形（図表、図面、地図など）	11 権利を有していない
7 映像	→ 問 3-1 へ

【問 2-2】 貴社の著作権収入は、自らが著作物を利用することによる収入（直接収入）と利用許諾を行うことによる収入（ライセンス収入）のどちらが多いですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 ほとんど直接収入	5 ほとんどライセンス収入
2 どちらかといえば直接収入が多い	入
3 どちらも同じくらい	6 著作権による収入はな
4 どちらかといえばライセンス収入が多い	い → 問 2-4 へ

【問 2-3】 貴社の売り上げ全体に占める著作権関連事業（貴社の著作権を活用した事業）の収入は、直接収入・ライセンス収入合わせてどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 1割	6 6割
2 2割	7 7割
3 3割	8 8割
4 4割	9 9割
5 5割	10 10割

【問 2-4】 著作権者に無断で著作物を利用（複製、販売、インターネット送信等）した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。（当てはまる数字すべてに○）

1 損害賠償を請求すること	5 刑事罰
2 侵害をやめるよう請求すること	6 わからない
3 侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること	
4 名誉回復のための措置を請求すること	

【問 2-5】 貴社の有する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（行ったことがあるものの数字すべてに○）

1 刑事告訴する	5 ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
2 民事訴訟を提起する	6 特に何もしない
3 侵害者に警告する	7 その他
4 弁護士等の専門家に相談する	（具体的に
	）
	8 侵害されたことがない

【問 2-6】 貴社の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1 ほとんど費用はかけていない	5 5,000万円～1億円未満
2 100万円未満	6 1億円以上
3 100万円～1,000万円未満	（具体的な額
4 1,000万円～5,000万円未満	）
	7 わからない

【問 2-7】 貴社の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

1	ほとんど費用はかけていない	5	5,000万円～1億円未満
2	100万円未満	6	1億円以上
3	100万円～1,000万円未満	(具体的な額)	
4	1,000万円～5,000万円未満	7	わからない

【問 2-8】 仮に、貴社の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合（例えば、判例がまだない場合など）、貴社はどのように対応しますか。（最も行う可能性が高いものの数字1つだけに○）

1	刑事告訴する	5	ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
2	民事訴訟を提起する	6	特に何もしない
3	侵害者に警告する	7	その他（具体的に）
4	弁護士等の専門家に相談する		

【問 2-9】 著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	非常に思う	まあ思う	言えない どちらとも	あまり思わない	全く思わない
A 懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額（例えば2倍の額）を、損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5
B 法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5
C クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度（訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ）	1	2	3	4	5
D ディスカバリー（証拠開示手続）：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	1	2	3	4	5
E 訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	1	2	3	4	5
F 弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	1	2	3	4	5
G 以上の他に、あったらいいと思う制度がありましたらお書きください。（自由記述）					

### 3. 貴社の基本情報に関する調査

【問 3-1】 貴社の業種をお教えてください。（最も近い数字1つだけに○）

1	素材・資源	10	小売り・外食・娯楽サービス・
---	-------	----	----------------

2	建設・不動産・建設関連 製品・設備	1 1	その他消費財 ヘルスケア・医薬・食品・トイレ タリー・化粧品
3	機械・装置	1 2	金融（保険以外）
4	1～3以外の産業インフ ラ・サービス	1 3	保険
5	運輸	1 4	エレクトロニクス・事務機器・ 電子デバイス製造装置
6	公共（電力・ガス）	1 5	ソフトウェア・情報技術
7	自動車	1 6	通信サービス
8	住宅	1 7	メディア
9	アパレル・娯楽用品	1 8	その他

※上記は、基本的に、東洋経済業種分類（会社四季報の分類）に基づいた区分です

【問 3-2】 貴社の従業員数をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 人

【問 3-3】 貴社の年間売上高（連結）をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 円

【問 3-4】 貴社の創業年数（設立からの年数）をお教えてください。

( ) 年

【問 3-5】 本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。（最も近い数字 1 つだけに○）

1	知財担当部局	5	事業担当部局
2	法務担当部局	6	その他（具体的に： )
3	広報・IR 担当部局	7	答えられない
4	総務担当部局		

最後に、このアンケートについてご意見等がありましたら、以下の欄にご自由にお書きください。

(自由記述)

<回答（自由記述を除く）>

1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】貴社が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	479	100.0
文章・言語	309	64.5
音楽	132	27.6
演劇・舞踊	19	4.0
美術（絵画、版画、彫刻など）	75	15.7
建築	45	9.4
図形（図表、図面、地図など）	258	53.9
映像	222	46.3
写真	303	63.3
プログラム	249	52.0
その他（具体的に）	19	4.0
利用していない	75	15.7

【問 1-2】貴社は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	404	100.0
著作物をそのまま販売	105	26.0
引用等により著作物の一部を利用	293	72.5
二次創作・翻案等のために利用	146	36.1
その他（具体的に）	101	25.0
利用していない	11	2.7

【問 1-3】問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する事業を合計すると、貴社の売り上げのうち何割程度を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	346	100.0
1割	226	65.3
2割	22	6.4
3割	10	2.9
4割	3	0.9
5割	15	4.3
6割	5	1.4
7割	15	4.3
8割	7	2.0
9割	15	4.3
10割	28	8.1

【問 1-4】貴社は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	478	100.0
非常に馴染みがある	48	10.0
馴染みがある	126	26.4
どちらともいえない	111	23.2
あまり馴染みがない	123	25.7
ほとんど馴染みがない	70	14.6

【問 1-5】貴社では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	477	100.0
十分理解している	33	6.9

概ね理解している	195	40.9
どちらともいえない	146	30.6
あまり理解していない	86	18.0
ほとんど理解していない	17	3.6

【問 1-6】貴社では、各部署の職員が著作権の処理(著作物の利用許諾の申請など)を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか？いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	478	100.0
法務部にいる	236	49.4
総務部にいる	68	14.2
事業部局にいる	27	5.6
社外にいる(顧問弁護士等)	227	47.5
その他(具体的に)	81	16.9
いない	24	5.0
わからない	8	1.7

【問 1-7】貴社は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	479	100.0
非常に多い	22	4.6
やや多い	43	9.0
どちらともいえない	99	20.7
やや少ない	78	16.3
非常に少ない	237	49.5

【問 1-8】貴社には、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)を扱う業務が多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	478	100.0
非常に多い	68	14.2
やや多い	146	30.5
どちらともいえない	104	21.8
やや少ない	68	14.2
非常に少ない	92	19.2

【問 1-9】貴社は、一般に、(著作権分野に限らず)業務上必要な場合には、他社(他者)に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
非常にある	28	5.9
ややある	100	21.0
どちらともいえない	211	44.2
あまりない	111	23.3
全くない	27	5.7

【問 1-10】貴社は、一般に、(著作権分野に限らず)他社(他者)から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
非常にある	168	35.2
ややある	119	24.9
どちらともいえない	146	30.6
あまりない	35	7.3
全くない	9	1.9

【問 1-11】仮に、貴社が新事業(著作権分野に限りません)を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴社はその事業を実施しますか。(最も近いもの数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	474	100.0
完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	176	37.1
合法である可能性が極めて高ければ実施する	209	44.1
合法である可能性がある程度高ければ実施する	86	18.1
合法である可能性がわずかでもあれば実施する	3	0.6
合法か違法か不明であっても実施する	0	0.0

【問 1-12】問 1-11 のように、貴社の業務について法律上の疑義が生じた場合、貴社はどのような対応をとりますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	非常に 当てはまる	当てはまる	どちらとも いえない	あまり 当てはまらない	全く 当てはまらない
A 弁護士等の専門家に相談する	478 100.0	368 77.0	108 22.6	2 0.4	0 0.0	0 0.0
B 役所に問い合わせる	475 100.0	120 25.3	210 44.2	73 15.4	50 10.5	22 4.6
C 同業他社に問い合わせる	474 100.0	13 2.7	63 13.3	132 27.8	150 31.6	116 24.5
D 社内のコンプライアンス体制を強化する	471 100.0	114 24.2	223 47.3	102 21.7	23 4.9	9 1.9
E トップの責任で判断する	469 100.0	35 7.5	140 29.9	167 35.6	86 18.3	41 8.7
F 社内関係者の合議で判断する	472 100.0	52 11.0	217 46.0	116 24.6	52 11.0	35 7.4
G 現場担当者が判断する	472 100.0	5 1.1	26 5.5	89 18.9	160 33.9	192 40.7

【問 1-13】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	不当に 害すると思う	どちらか かと言え ば	どちらとも 言えない	どちらか かと言え ば	不当に 害しない と思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	475 100.0	232 48.8	123 25.9	63 13.3	43 9.1	14 2.9
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	475 100.0	101 21.3	101 21.3	70 14.7	132 27.8	71 14.9
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	475 100.0	84 17.7	97 20.4	95 20.0	136 28.6	63 13.3
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	474 100.0	77 16.2	71 15.0	92 19.4	119 25.1	115 24.3
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	475 100.0	279 58.7	124 26.1	46 9.7	17 3.6	9 1.9
	475	79	61	71	127	137

録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	100.0	16.6	12.8	14.9	26.7	28.8
自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	475 100.0	153 32.2	107 22.5	94 19.8	70 14.7	51 10.7

【問 1-14】貴社は、今後の事業展開を考えたときに、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際のサービス展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス(チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス)」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴社の事業分野におけるサービス(著作物を利用した事業)を想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に なると 思う	やや なると 思う	どちら も いえ ない	あまり なると 思わ ない	全く なると 思わ ない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	472 100.0	106 22.5	199 42.2	132 28.0	29 6.1	6 1.3
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	471 100.0	86 18.3	237 50.3	122 25.9	24 5.1	2 0.4
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	470 100.0	24 5.1	130 27.7	209 44.5	93 19.8	14 3.0
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	470 100.0	15 3.2	65 13.8	191 40.6	130 27.7	69 14.7

【問 1-15】著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるかどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴社はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に 妥当 だと思 う	まあ 妥当 だと思 う	どちら も いえ ない	あまり 妥当 だと思 わない	全く 妥当 だと思 わない
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	476 100.0	43 9.0	261 54.8	122 25.6	41 8.6	9 1.9

B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	477	60	171	185	55	6
	100.0	12.6	35.8	38.8	11.5	1.3
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	477	17	93	256	90	21
	100.0	3.6	19.5	53.7	18.9	4.4
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	476	46	177	176	66	11
	100.0	9.7	37.2	37.0	13.9	2.3
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	477	14	88	268	79	28
	100.0	2.9	18.4	56.2	16.6	5.9
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	475	32	114	242	76	11
	100.0	6.7	24.0	50.9	16.0	2.3

## 2. 著作権の行使に関する調査

【問 2-1】貴社が権利を有している著作物はどのような種類ですか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	473	100.0
文章・言語	277	58.6
音楽	50	10.6
演劇・舞踊	7	1.5
美術(絵画、版画、彫刻など)	59	12.5
建築	32	6.8
図形(図表、図面、地図など)	248	52.4
映像	194	41.0
写真	227	48.0
プログラム	219	46.3
その他(具体的に)	18	3.8
権利を有していない	103	21.8

【問 2-2】貴社の著作権収入は、自らが著作物を利用することによる収入(直接収入)と利用許諾を行うことによる収入(ライセンス収入)のどちらが多いですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	362	100.0
ほとんど直接収入	76	21.0
どちらかといえば直接収入が多い	19	5.2
どちらも同じくらい	9	2.5
どちらかといえばライセンス収入が多い	13	3.6
ほとんどライセンス収入	21	5.8
著作権による収入はない	224	61.9

【問 2-3】貴社の売り上げ全体に占める著作権関連事業(貴社の著作権を活用した事業)の収入は、直接収入・ライセンス収入合わせてどの程度ですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	126	100.0
1割	73	57.9
2割	16	12.7
3割	5	4.0
4割	1	0.8
5割	4	3.2
6割	2	1.6
7割	7	5.6
8割	3	2.4
9割	10	7.9
10割	5	4.0

【問 2-4】著作権者に無断で著作物を利用(複製、販売、インターネット送信等)した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	373	100.0

損害賠償を請求すること	364	97.6
侵害をやめるよう請求すること	364	97.6
侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること	187	50.1
名誉回復のための措置を請求すること	258	69.2
刑事罰	257	68.9
わからない	3	0.8

【問 2-5】貴社の有する著作権が侵害された場合、これまで実際にどういう対応を取っていますか。  
(行ったことがあるものの数字すべてに○)

	n	%
全体	371	100.0
刑事告訴する	13	3.5
民事訴訟を提起する	31	8.4
侵害者に警告する	138	37.2
弁護士等の専門家に相談する	166	44.7
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	2	0.5
特に何もしない	19	5.1
その他	6	1.6
侵害されたことがない	162	43.7

【問 2-6】貴社の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用(弁護士費用を含む)はどの程度ですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	370	100.0
ほとんど費用はかけていない	270	73.0
100 万円未満	25	6.8
100 万円～1,000 万円未満	19	5.1
1,000 万円～5,000 万円未満	2	0.5
5,000 万円～1 億円未満	1	0.3
1 億円以上(具体的な額)	1	0.3
わからない	52	14.1

【問 2-7】貴社の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	371	100.0
ほとんど費用はかけていない	256	69.0
100 万円未満	40	10.8
100 万円～1,000 万円未満	21	5.7
1,000 万円～5,000 万円未満	0	0.0
5,000 万円～1 億円未満	0	0.0
1 億円以上(具体的な額)	0	0.0
わからない	54	14.6

【問 2-8】仮に、貴社の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、貴社はどのように対応しますか。(最も行う可能性が高いものの数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	377	100.0
刑事告訴する	1	0.3
民事訴訟を提起する	1	0.3
侵害者に警告する	18	4.8
弁護士等の専門家に相談する	306	81.2
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	0	0.0
特に何もしない	5	1.3
その他	46	12.2

【問 2-9】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	非常に思う	まあ思う	どちらとも いえない	あまり思わない	全く思わない
A 懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	374 100.0	41 11.0	116 31.0	109 29.1	68 18.2	40 10.7
B 法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	375 100.0	33 8.8	147 39.2	119 31.7	52 13.9	24 6.4
C クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)	375 100.0	33 8.8	123 32.8	118 31.5	72 19.2	29 7.7
D ディスカバリー(証拠開示手続)：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	375 100.0	44 11.7	143 38.1	121 32.3	40 10.7	27 7.2
E 訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	375 100.0	34 9.1	101 26.9	138 36.8	73 19.5	29 7.7
F 弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	375 100.0	47 12.5	150 40.0	131 34.9	39 10.4	8 2.1

### 3. 貴社の基本情報に関する調査

【問 3-1】貴社の業種をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	475	100.0
素材・資源	36	7.6
建設・不動産・建設関連製品・設備	47	9.9
機械・装置	43	9.1
1～3以外の産業インフラ・サービス	26	5.5
運輸	12	2.5
公共(電力・ガス)	6	1.3
自動車	13	2.7
住宅	2	0.4
アパレル・娯楽用品	9	1.9
小売り・外食・娯楽サービス・その他消費財	55	11.6
ヘルスケア・医薬・食品・トイレットリー・化粧品	47	9.9
金融(保険以外)	19	4.0
保険	0	0.0
エレクトロニクス・事務機器・電子デバイス製造装置	29	6.1
ソフトウェア・情報技術	31	6.5
通信サービス	8	1.7
メディア	8	1.7
その他	84	17.7

【問 3-2】貴社の従業員数をお教えてください。(概数で結構です)(単位：人)

	値
全体	472
平均値	4910.71
最小値	0.00
最大値	240000.00

【問 3-3】貴社の年間売上高(連結)をお教えてください。(概数で結構です)(単位：百万円)

	値

全体	450
平均値	522778.92
最小値	7.00
最大値	28000000.00

【問 3-4】貴社の創業年数(設立からの年数)をお教えてください。(単位:年)

	値
全体	467
平均値	61.39
最小値	1.00
最大値	212.00

【問 3-5】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	477	100.0
知財担当部局	126	26.4
法務担当部局	220	46.1
広報・IR 担当部局	20	4.2
総務担当部局	82	17.2
事業担当部局	4	0.8
その他(具体的に:)	20	4.2
答えられない	5	1.0

## ② 権利者団体向け調査

### <アンケート調査票>

#### 1. 著作権の行使に関する調査

【問 1-1】貴団体が権利を保有・管理している著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

1 文章・言語	7 映像
2 音楽	8 写真
3 演劇・舞踊	9 プログラム
4 美術（絵画、版画、彫刻など）	10 その他（具体的に ）
5 建築	11 権利を有していない
6 図形（図表、図面、地図など）	→ 問 2-1 へ

【問 1-2】貴団体の保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどういう対応を取っていますか。（行ったことがあるものの数字すべてに○）

1 刑事告訴する	5 ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
2 民事訴訟を提起する	6 特に何もしない
3 侵害者に警告する	7 その他（具体的に ）
4 弁護士等の専門家に相談する	8 侵害されたことがない

【問 1-3】貴団体の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。（最も近い数字1つだけに○）

1 ほとんど費用はかけていない	5 5,000万円～1億円未満
2 100万円未満	6 1億円以上
3 100万円～1,000万円未満	（具体的な額 ）
4 1,000万円～5,000万円未満	7 わからない

【問 1-4】貴団体の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。（最も近い数字1つだけに○）

1 ほとんど費用はかけていない	5 5,000万円～1億円未満
2 100万円未満	6 1億円以上
3 100万円～1,000万円未満	（具体的な額 ）
4 1,000万円～5,000万円未満	7 わからない

【問 1-5】貴団体では、権利者の利益を害すると考える権利侵害について、どのような程度のものを多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。（それぞれ最も近い数字1つだけに○）

	とても多い	多い	少ない	とても少ない	全くない	分からない
A 損害額1万円未満（一著作物あたり）	1	2	3	4	5	6

以下同じ。)						
B 損害額1万円～10万円未満	1	2	3	4	5	6
C 損害額10万円～100万円未満	1	2	3	4	5	6
D 損害額100万円～1000万円未満	1	2	3	4	5	6
E 損害額1000万円以上	1	2	3	4	5	6

【問 1-6】 貴団体では、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。（最も近い数字1つだけに○）

10割	7割～9割	4割～6割	1割～3割	0割
1	2	3	4	5

【問 1-7】 貴団体において認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか？（それぞれ最も近い数字1つだけに○）

	当てはまる	まる やや当てはまる	言えない どちらとも	はまら あまり当てはまらない	ない 当てはまらない
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	1	2	3	4	5
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	1	2	3	4	5
C インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	1	2	3	4	5
D 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	1	2	3	4	5
E 警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想されるため	1	2	3	4	5
F 以上の他に、貴団体がお考えの理由があればお書きください。 (自由記述)					

【問 1-8】 貴団体では、警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの（侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの）の割合はどの程度ですか。（最も近い数字1つだけに○）

10割	7割～9割	4割～6割	1割～3割	0割
1	2	3	4	5

【問 1-9】 貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。（最も近い数字1つだけに○）

10割	7割～9割	4割～6割	1割～3割	0割
1	2	3	4	5

【問 1-10】 貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。（それぞれ最も近い数字1つだけに○）

	当てはまる	まる やや当てはまる	言えない どちらとも	あまり当てはまらない	当てはまらない
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	1	2	3	4	5
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	1	2	3	4	5
C 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	1	2	3	4	5
D 以上の他に、貴団体がお考えの理由があればお書きください。 (自由記述)					

【問 1-11】 貴団体が認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	全て解決した	概ね解決した	言えない どちらとも	ほとんど解決しなかった	全く解決しなかった	当該侵害事案は認知していない
A 損害額1万円未満(一著作物あたり。以下同じ。)	1	2	3	4	5	6
B 損害額1万円～10万円未満	1	2	3	4	5	6
C 損害額10万円～100万円未満	1	2	3	4	5	6
D 損害額100万円～1000万円未満	1	2	3	4	5	6
E 損害額1000万円以上	1	2	3	4	5	6

【問 1-12】 仮に、貴団体の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、貴団体はどのように対応しますか。(最も行う可能性が高いものの数字1つだけに○)

1 刑事告訴する	5 ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる
2 民事訴訟を提起する	6 特に何もしない
3 侵害者に警告する	7 その他(具体的に )
4 弁護士等の専門家に相談する	

【問 1-13】 著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。(最も近い数字1つだけに○)

1 いくらかでも提起する	6 500万円～10000万円未満
2 10万円未満	7 1000万円以上
3 10万円～50万円未満	8 具体的な額があればお書き下さい
4 50万円～100万円未満	( )
5 100万円～500万円未満	9 わからない

◎ 著作権に関する条約では、「著作権者が市場で著作物の販売等を妨げない」、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。各国では、このような考え方に即して、「著作権者の利益を不当に害さない」と考えられるケースを様々な形で定めています。

【問 1-14】 著作権者に無断で以下の行為が広く行われることは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	不当に害すると思う	どちらかと言えば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1	2	3	4	5
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1	2	3	4	5
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	1	2	3	4	5
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1	2	3	4	5
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1	2	3	4	5
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	1	2	3	4	5
自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	1	2	3	4	5

◎ 日本では、他人の著作物を著作権者の許諾なしに利用する場合について、どのような場面や範囲であれば著作権者の許諾がなくとも適法に利用できるのか、ある程度具体的に法律上に明記されています（※）。これに対して、著作権者の許諾なしに適法に他人の著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 など

【問 1-15】 貴団体は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス（チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス）」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の著作物を利用したサービスを想定してお考え下さい。（それぞれ当てはまる数字1つだけに○）

	非常に良い影響があると思う	やや良い影響があると思う	現在と変わらない	やや悪い影響があると思う	非常に悪い影響があると思う
<b>A</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法 （例）「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	1	2	3	4	5
<b>B</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 （例）「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	1	2	3	4	5
<b>C</b> 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法 （例）「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	1	2	3	4	5
<b>D</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法	1	2	3	4	5

に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法 (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方					
---	--	--	--	--	--

【問 1-16】著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A～F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	思う 非常に妥当だと	思う まあ妥当だと	いえ ない	どちらとも 思わない	あまり 妥当だと 思わない	全く 妥当だと 思わない
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1	2	3	4	5	
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とまらない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1	2	3	4	5	
C 新しいサービスを行いやすくなる	1	2	3	4	5	
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1	2	3	4	5	
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1	2	3	4	5	
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	1	2	3	4	5	
G 他に予想される効果がありましたら、お書きください。 (自由記述)						

【問 1-17】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	非常に 思う	まあ 思う	言え ない	どちらとも 思わない	あまり 思わない	全く 思わない
A 懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額（例えば2倍の額）を、損害賠償として支払わせる制度	1	2	3	4	5	
B 法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実	1	2	3	4	5	

際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度					
C クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度（訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ）	1	2	3	4	5
D ディスカバリー（証拠開示手続）：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	1	2	3	4	5
E 訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	1	2	3	4	5
F 弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	1	2	3	4	5
G 以上の他に、あったらいいと思う制度がありましたらお書きください。 (自由記述)					

【問 1-18】 これまで、著作権制度が貴団体の業務上の障害となった事例があれば、教えてください。

(自由記述)

【問 1-19】 現在の著作権制度について、どのような点が改善されればよいと思いますか。具体的に、教えてください。

(自由記述)

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】 貴団体の職員数をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 人

【問 2-2】 貴団体の年間収益額をお教えてください。（概数で結構です）

( ) 円

【問 2-3】 本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。（最も近い数字 1 つだけに○）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 知財担当部局     | 5 事業担当部局      |
| 2 法務担当部局     | 6 その他（具体的に： ) |
| 3 広報・IR 担当部局 | 7 答えられない      |
| 4 総務担当部局     |               |

最後に、このアンケートについてご意見等がありましたら、以下の欄にご自由にお書きください。

(自由記述)

<回答（自由記述を除く）>

1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】貴団体が権利を保有・管理している著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	12	100.0
文章・言語	6	50.0
音楽	2	16.7
演劇・舞踊	0	0.0
美術（絵画、版画、彫刻など）	3	25.0
建築	1	8.3
図形（図表、図面、地図など）	3	25.0
映像	2	16.7
写真	4	33.3
プログラム	0	0.0
その他（具体的に）	3	25.0
利用していない	0	0.0

【問 1-2】貴団体の保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（行ったことがあるものの数字すべてに○）

	n	%
全体	11	100.0
刑事告訴する	3	27.3
民事訴訟を提起する	5	45.5
侵害者に警告する	5	45.5
弁護士等の専門家に相談する	7	63.6
ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる	2	18.2
特に何もしない	2	18.2
その他	4	36.4
侵害されたことがない	1	9.1

【問 1-3】貴団体の著作権を守るため、訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	10	100.0
ほとんど費用はかけていない	3	30.0
100 万円未満	2	20.0
100 万円～1,000 万円未満	2	20.0
1,000 万円～5,000 万円未満	1	10.0
5,000 万円～1 億円未満	0	0.0
1 億円以上（具体的な額）	0	0.0
わからない	2	20.0

【問 1-4】貴団体の著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段のため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	10	100.0
ほとんど費用はかけていない	3	30.0
100 万円未満	2	20.0
100 万円～1,000 万円未満	2	20.0
1,000 万円～5,000 万円未満	1	10.0
5,000 万円～1 億円未満	1	10.0
1 億円以上（具体的な額）	0	0.0
わからない	1	10.0

【問 1-5】貴団体では、権利者の利益を害すると考える権利侵害について、どのような程度のものを多

く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	多 いと も	多 い	少 ない	少 いと も	全 く な い	分 か ら な い
A 損害額1万円未満(一著作物あたり。以下同じ。)	9 100.0	2 22.2	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	3 33.3
B 損害額1万円～10万円未満	9 100.0	3 33.3	0 0.0	1 11.1	1 11.1	1 11.1	3 33.3
C 損害額10万円～100万円未満	9 100.0	3 33.3	0 0.0	0 0.0	2 22.2	1 11.1	3 33.3
D 損害額100万円～1000万円未満	9 100.0	1 11.1	0 0.0	2 22.2	0 0.0	3 33.3	3 33.3
E 損害額1000万円以上	9 100.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	1 11.1	3 33.3	4 44.4

【問 1-6】貴団体では、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	8	100.0
10割	1	12.5
7割～9割	4	50.0
4割～6割	0	0.0
1割～3割	1	12.5
0割	2	25.0

【問 1-7】貴団体において認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか？(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	当 て は ま る	や や 当 て は ま る	い え な い	ど ち ら と も	あ ま り 当 て は ま ら な い	当 て は ま ら な い
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	7 100.0	1 14.3	2 28.6	1 14.3	0 0.0	3 42.9	
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	0 0.0	3 42.9	
C インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	7 100.0	3 42.9	2 28.6	1 14.3	0 0.0	1 14.3	
D 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	7 100.0	1 14.3	1 14.3	3 42.9	0 0.0	2 28.6	
E 警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想されるため	7 100.0	0 0.0	0 0.0	2 28.6	0 0.0	5 71.4	

【問 1-8】貴団体では、警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの(侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの)の割合はどの程度ですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	9	100.0
10割	1	11.1
7割～9割	3	33.3
4割～6割	1	11.1
1割～3割	1	11.1
0割	3	33.3

【問 1-9】貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提

起したものの割合はどの程度ですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	9	100.0
10割	0	0.0
7割～9割	0	0.0
4割～6割	2	22.2
1割～3割	2	22.2
0割	5	55.6

【問 1-10】貴団体では、警告等の訴訟外の対応を行ったが解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	当てはまる	やや当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない あまり	当てはまらない
A 侵害の量が膨大で対応しきれない	8 100.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	3 37.5
B 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	8 100.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	3 37.5
C 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	8 100.0	2 25.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	5 62.5

【問 1-11】貴団体が認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。(それぞれ最も近い数字1つだけに○)

	n	全て解決した	概ね解決した	どちらとも 言えない	ほとんど 解決しなかった	全く 解決しなかった	当該侵害事案は 認知していない
A 損害額1万円未満(一著作物あたり。以下同じ。)	9 100.0	1 11.1	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	4 44.4
B 損害額1万円～10万円未満	9 100.0	2 22.2	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	3 33.3
C 損害額10万円～100万円未満	9 100.0	1 11.1	3 33.3	2 22.2	0 0.0	0 0.0	3 33.3
D 損害額100万円～1000万円未満	9 100.0	0 0.0	2 22.2	2 22.2	0 0.0	0 0.0	5 55.6
E 損害額1000万円以上	9 100.0	0 0.0	1 11.1	1 11.1	0 0.0	1 11.1	6 66.7

【問 1-12】仮に、貴団体の著作権が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、貴団体はどのように対応しますか。(最も行う可能性が高いものの数字1つだけに○)

	n	%
全体	10	100.0
刑事告訴する	1	10.0
民事訴訟を提起する	0	0.0
侵害者に警告する	1	10.0
弁護士等の専門家に相談する	7	70.0
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	0	0.0
特に何もしない	1	10.0
その他	0	0.0

【問 1-13】著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。(最も近い数字1つだけに○)

	n	%
全体	9	100.0
いくらでも提起する	0	0.0
10万円未満	0	0.0
10万円～50万円未満	0	0.0
50万円～100万円未満	1	11.1
100万円～500万円未満	3	33.3
500万円～10000万円未満	0	0.0
1000万円以上	1	11.1
具体的な額があればお書き下さい( )	0	0.0
わからない	4	44.4

【問 1-14】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言え 不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言え 不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	11 100.0	5 45.5	4 36.4	2 18.2	0 0.0	0 0.0
社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	11 100.0	7 63.6	2 18.2	1 9.1	1 9.1	0 0.0
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	11 100.0	6 54.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	0 0.0
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	11 100.0	7 63.6	3 27.3	0 0.0	0 0.0	1 9.1
自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	11 100.0	8 72.7	2 18.2	1 9.1	0 0.0	0 0.0
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	11 100.0	3 27.3	2 18.2	3 27.3	1 9.1	2 18.2
自社製品の効能を説明するため論文の一部分を抜粋して自社の広告に掲載すること	11 100.0	6 54.5	3 27.3	1 9.1	1 9.1	0 0.0

【問 1-15】貴団体は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス(チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス)」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の著作物を利用したサービスを想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に良い影響があると思う	やや良い影響があると思う	現在と変わらない	やや悪い影響があると思う	非常に悪い影響があると思う
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	12 100.0	2 16.7	6 50.0	2 16.7	2 16.7	0 0.0
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部分を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	12 100.0	1 8.3	4 33.3	2 16.7	5 41.7	0 0.0
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	12 100.0	0 0.0	2 16.7	1 8.3	4 33.3	5 41.7
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	12 100.0	0 0.0	1 8.3	1 8.3	2 16.7	8 66.7

【問 1-16】著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	非常に妥当だと思う	まあ妥当だと思う	どちらともいえない	あまり妥当だと思う	全く妥当だと思う
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	12 100.0	0 0.0	1 8.3	4 33.3	2 16.7	5 41.7
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	12 100.0	2 16.7	3 25.0	5 41.7	0 0.0	2 16.7
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	12 100.0	0 0.0	0 0.0	5 41.7	2 16.7	5 41.7
D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	12 100.0	5 41.7	0 0.0	7 58.3	0 0.0	0 0.0
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	12 100.0	0 0.0	2 16.7	4 33.3	2 16.7	4 33.3
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	12 100.0	6 50.0	2 16.7	4 33.3	0 0.0	0 0.0

【問 1-17】著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれどの程度あったらよいと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	n	非常に思う	まあ思う	どちらともいえない	あまり思わない	全く思わない
A 懲罰的損害賠償制度:著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	11 100.0	7 63.6	2 18.2	2 18.2	0 0.0	0 0.0
B 法定賠償制度:著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	11 100.0	5 45.5	2 18.2	2 18.2	1 9.1	1 9.1
C クラスアクション:同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)	11 100.0	4 36.4	4 36.4	3 27.3	0 0.0	0 0.0
D ディスカバリー(証拠開示手続):当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	11 100.0	7 63.6	1 9.1	3 27.3	0 0.0	0 0.0
E 訴訟費用への補助:著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	11 100.0	4 36.4	3 27.3	3 27.3	1 9.1	0 0.0
F 弁護士費用の敗訴者負担制度:弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	11 100.0	5 45.5	3 27.3	3 27.3	0 0.0	0 0.0

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】貴団体の職員数をお教えてください。(概数で結構です)(単位:人)

	値
全体	12
平均値	57.92
最小値	3.00
最大値	500.00

【問 2-2】貴団体の年間収益額をお教えてください。(概数で結構です)(単位:百万円)

	値
全体	12
平均値	2309.90
最小値	0.00
最大値	14000

【問 2-3】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	12	100.0
知財担当部局	3	25.0
法務担当部局	2	16.7
広報・IR 担当部局	0	0.0
総務担当部局	4	33.3
事業担当部局	1	8.3
その他(具体的に:)	2	16.7
答えられない	0	0.0

### ③ 利用者団体向け調査

#### <アンケート調査票>

本調査でいう「著作物の利用」とは、例えば以下のように、他者が作成した著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）を利用して業務を行うことをいいます。その利用が有償であるか無償であるかは問いません。

- ・ イベントで音楽や映像を流す
  - ・ 美術品を展示する
  - ・ 写真を転載する
  - ・ 書籍や新聞記事を複製する
  - ・ インターネット上のデータをダウンロードする
  - ・ 既存のコンテンツを利用して二次著作物（\*）を作成する
- \* 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他原著物の内面的な表現を維持しつつ、外面的な表現を変えることにより創作した著作物

※ 上記は例示ですので、これらに限られるものではありません。

#### 1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】 貴団体が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1 文章・言語          | 7 映像                 |
| 2 音楽             | 8 写真                 |
| 3 演劇・舞踊          | 9 プログラム              |
| 4 美術（絵画、版画、彫刻など） | 10 その他               |
| 5 建築             | （具体的に）               |
| 6 図形（図表、図面、地図など） | 11 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-2】 貴団体は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

- |                     |
|---------------------|
| 1 著作物をそのまま販売        |
| 2 引用等により著作物の一部を利用   |
| 3 二次創作・翻案等のために利用    |
| 4 その他（具体的に）         |
| 5 利用していない → 問 1-4 へ |

【問 1-3】 問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する業務を合計すると、貴団体の予算全体のうち何割程度（予算での計算が難しい場合は、総業務時間の何割程度）を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

- |      |        |
|------|--------|
| 1 1割 | 6 6割   |
| 2 2割 | 7 7割   |
| 3 3割 | 8 8割   |
| 4 4割 | 9 9割   |
| 5 5割 | 10 10割 |

【問 1-4】 貴団体は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つ

だけに○)

非常に馴染み がある	馴染み がある	どちらとも いえない	あまり馴染み がない	ほとんど 馴染みがない
1	2	3	4	5

【問 1-5】 貴団体では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。（最も近い数字1つだけに○）

十分理解して いる	概ね理解して いる	どちらとも いえない	あまり理解 していない	ほとんど理解 していない
1	2	3	4	5

【問 1-6】 貴団体では、各部署の職員が著作権の処理（著作物の利用許諾の申請など）を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか？いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。（当てはまる数字すべてに○）

1 法務担当部局にいる	5 その他
2 総務担当部局にいる	(具体的に： )
3 事業担当部局にいる	6 いない
4 社外にいる（顧問弁護士等）	7 わからない

【問 1-7】 貴団体は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。（最も近い数字1つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらとも いえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-8】 貴団体には、著作権以外の知的財産権（特許権、商標権など）を扱う業務が多いですか、少ないですか。（最も近い数字1つだけに○）

非常に多い	やや多い	どちらとも いえない	やや少ない	非常に少ない
1	2	3	4	5

【問 1-9】 貴団体は、一般に、（著作権分野に限らず）業務上必要な場合には、他者（個人、企業、団体等）に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字1つだけに○）

非常に ある	やや ある	どちらとも いえない	あまり ない	全く ない
1	2	3	4	5

【問 1-10】 貴団体は、一般に、（著作権分野に限らず）他者（個人、企業、団体等）から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。（最も近い数字1つだけに○）

非常に ある	やや ある	どちらとも いえない	あまり ない	全く ない
1	2	3	4	5

【問 1-11】 仮に、貴団体が新事業（著作権分野に限りません）を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴団体はその事業を実施しますか。（最も近いもの数字1つだけに○）

完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	合法である可能性が極めて高ければ実施する	合法である可能性がある程度高ければ実施する	合法である可能性がわずかでもあれば実施する	合法か違法か不明であっても実施する
1	2	3	4	5

【問 1-12】 問 1-11 のように、貴団体の業務について法律上の疑義が生じた場合、どのような対応をとりますか。（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	は非常に当てはまる	当てはまる	言えない どちらとも	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
A 弁護士等の専門家に相談する	1	2	3	4	5
B 役所に問い合わせる	1	2	3	4	5
C 同業の団体等に問い合わせる	1	2	3	4	5
D 団体内のコンプライアンス体制を強化する	1	2	3	4	5
E トップの責任で判断する	1	2	3	4	5
F 内部関係者の合議で判断する	1	2	3	4	5
G 現場担当者が判断する	1	2	3	4	5
H 以上の他に、貴団体の対応として考えられるものがありませんでしたら、お書きください。（自由記述）					

◎ 著作権に関する条約では、「著作権者が市場で著作物の販売等を行うことを妨げない」、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。各国では、このような考え方に即して、「著作権者の利益を不当に害さない」と考えられるケースを様々な形で定めています。

【問 1-13】 著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○）

	不当に害すると思う	どちらかと言えは不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えは不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1	2	3	4	5
企業・団体内部で参考になりそうな書籍の一部をコピーして関係部内に配布すること	1	2	3	4	5
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の	1	2	3	4	5

一部分を確認したりできるサービスを提供すること					
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1	2	3	4	5
企業・団体が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1	2	3	4	5
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1	2	3	4	5
企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	1	2	3	4	5

◎ 日本では、他人の著作物を著作者の許諾なしに利用する場合について、どのような場面や範囲であれば適法に利用できるのか、ある程度具体的に法律上に明記されています(※)。これに対して、著作者の許諾なしに適法に他人の著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 など

【問 1-14】 貴団体は、今後の事業展開を考えたときに、著作者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際の事業展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「論文剽窃検証サービス(チェック対象の論文を入れると、盗作と疑われる箇所が表示されたりするサービス)」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の事業分野における、著作物を利用した新業務を想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	非常にしやすくなると思う	ややしやすくなると思う	どちらとも言えない	あまりしやすくなると思わない	全くしやすくなると思わない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	1	2	3	4	5

<p><b>B</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法</p> <p>(例) 「論文剽窃検証サービスのために論文データをサーバーに蓄積することや、分析結果の表示の際に論文の一部を表示することは、〇〇〇、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5
<p><b>C</b> 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法</p> <p>(例) 「大量のデータを分析するためにインターネット上のデータを蓄積することや、その分析結果を表示することは、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5
<p><b>D</b> 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法</p> <p>(例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方</p>	1	2	3	4	5

【問 1-15】 著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の A~F のようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字 1 つだけに○)

	1 だと思 う	2 非常 に妥 当	3 だ ま あ 妥 当 だ と 思 う	4 い え な い ど ち ら と も	5 だ と 思 わ な い あ ま り 妥 当 だ と 思 わ な い
<p><b>A</b> 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる</p>	1	2	3	4	5
<p><b>B</b> 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう</p>	1	2	3	4	5
<p><b>C</b> 新しいビジネスを開拓しやすくなる</p>	1	2	3	4	5
<p><b>D</b> 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる</p>	1	2	3	4	5

E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1	2	3	4	5
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	1	2	3	4	5
G 他に予想される効果がありましたら、お書きください。 (自由記述)					

【問 1-16】 これまで、著作権制度が貴団体の業務上の障害となった事例があれば、教えてください。

(自由記述)

【問 1-17】 現在の著作権制度について、どのような点が改善されればよいと思いますか。具体的に、教えてください。

(自由記述)

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】 貴団体の業種をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

1 学校 (一条校)	10 小売り
2 図書館	11 運輸・インフラ
3 1・2以外の教育事業	12 金融・保険
4 研究	13 地域振興・観光
5 医療	15 農林水産
6 障害者福祉	16 メディア
7 高齢者福祉	17 上記分野以外の業界団体
8 5～7以外の医療・福祉	18 その他 (具体的に )
9 情報通信	

※上記は、基本的に、東洋経済業種分類 (会社四季報の分類) に基づいた区分です

【問 2-2】 貴団体の従業員数をお教えてください。(概数で結構です)

( ) 人

【問 2-3】 貴団体の年間予算規模をお教えてください。(概数で結構です)

( ) 円

【問 2-4】 貴団体の創業年数 (設立からの年数)をお教えてください。

( ) 年

【問 2-5】 本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

1 知財担当部局	5 事業担当部局
2 法務担当部局	6 その他 (具体的に : )
3 広報・IR 担当部局	7 答えられない
4 総務担当部局	

最後に、このアンケートについてご意見等がありましたら、以下の欄にご自由にお書きください。

(自由記述)

<回答（自由記述を除く）>

1. 著作物の利用に関する調査

【問 1-1】貴団体が業務で利用する著作物はどのような種類ですか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	617	100.0
文章・言語	410	66.5
音楽	304	49.3
演劇・舞踊	56	9.1
美術（絵画、版画、彫刻など）	171	27.7
建築	29	4.7
図形（図表、図面、地図など）	296	48.0
映像	305	49.4
写真	331	53.6
プログラム	90	14.6
その他（具体的に）	38	6.2
利用していない	104	16.9

【問 1-2】貴団体は業務でどのような形態で著作物を利用しますか。（当てはまる数字すべてに○）

	n	%
全体	511	100.0
著作物をそのまま販売	34	6.7
引用等により著作物の一部を利用	307	60.1
二次創作・翻案等のために利用	77	15.1
その他（具体的に）	262	51.3
利用していない	18	3.5

【問 1-3】問 1-1、問 1-2 で回答した著作物を利用する業務を合計すると、貴団体の予算全体のうち何割程度（予算での計算が難しい場合は、総業務時間の何割程度）を占めていますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	479	100.0
1割	258	53.9
2割	45	9.4
3割	20	4.2
4割	14	2.9
5割	17	3.5
6割	11	2.3
7割	17	3.5
8割	31	6.5
9割	30	6.3
10割	36	7.5

【問 1-4】貴団体は日常の業務で、著作権法にどの程度馴染みがありますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	614	100.0
非常に馴染みがある	156	25.4
馴染みがある	154	25.1
どちらともいえない	70	11.4
あまり馴染みがない	103	16.8
ほとんど馴染みがない	131	21.3

【問 1-5】貴団体では、著作物を利用する可能性のある部署の職員は著作権法についてどの程度理解していますか。（最も近い数字 1 つだけに○）

	n	%
全体	609	100.0

十分理解している	62	10.2
概ね理解している	302	49.6
どちらともいえない	118	19.4
あまり理解していない	87	14.3
ほとんど理解していない	40	6.6

【問 1-6】貴団体では、各部署の職員が著作権の処理(著作物の利用許諾の申請など)を行う場合等に相談のできる著作権法に詳しい人はいますか?いる場合はどの部局にいらっしゃいますか。(当てはまる数字すべてに○)

	n	%
全体	608	100.0
法務担当部局にいる	47	7.7
総務担当部局にいる	42	6.9
事業担当部局にいる	59	9.7
社外にいる(顧問弁護士等)	123	20.2
その他(具体的に)	82	13.5
いない	243	40.0
わからない	67	11.0

【問 1-7】貴団体は業務上、著作権の処理を行うことが多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	613	100.0
非常に多い	36	5.9
やや多い	63	10.3
どちらともいえない	87	14.2
やや少ない	52	8.5
非常に少ない	375	61.2

【問 1-8】貴団体には、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)を扱う業務が多いですか、少ないですか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	613	100.0
非常に多い	5	0.8
やや多い	9	1.5
どちらともいえない	38	6.2
やや少ない	31	5.1
非常に少ない	530	86.5

【問 1-9】貴団体は、一般に、(著作権分野に限らず)業務上必要な場合には、他社(他者)に対して訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	610	100.0
非常にある	168	27.5
ややある	79	13.0
どちらともいえない	291	47.7
あまりない	38	6.2
全くない	34	5.6

【問 1-10】貴団体は、一般に、(著作権分野に限らず)他社(他者)から訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	608	100.0
非常にある	261	42.9
ややある	99	16.3
どちらともいえない	180	29.6
あまりない	32	5.3
全くない	36	5.9

【問 1-11】仮に、貴団体が新事業(著作権分野に限りません)を実施しようとする場合に、それが合法であると評価される可能性がどの程度であれば、貴団体はその事業を実施しますか。(最も近いもの数字1つだけに○)

	n	%
全体	605	100.0
完全に合法である確信がある場合にのみ実施する	435	71.9
合法である可能性が極めて高ければ実施する	122	20.2
合法である可能性がある程度高ければ実施する	45	7.4
合法である可能性がわずかでもあれば実施する	1	0.2
合法か違法か不明であっても実施する	2	0.3

【問 1-12】問 1-11 のように、貴団体の業務について法律上の疑義が生じた場合、貴団体はどのような対応をとりますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	当てはまる 非常に	当てはまる	どちらとも いえない	あまり 当てはまらない	全く 当てはまらない
A 弁護士等の専門家に相談する	596 100.0	255 42.8	167 28.0	97 16.3	54 9.1	23 3.9
B 役所に問い合わせる	590 100.0	360 61.0	164 27.8	37 6.3	16 2.7	13 2.2
C 同業の団体等に問い合わせる	585 100.0	239 40.9	221 37.8	86 14.7	28 4.8	11 1.9
D 団体内のコンプライアンス体制を強化する	585 100.0	159 27.2	202 34.5	183 31.3	26 4.4	15 2.6
E トップの責任で判断する	585 100.0	95 16.2	181 30.9	184 31.5	67 11.5	58 9.9
F 内部関係者の合議で判断する	584 100.0	58 9.9	192 32.9	149 25.5	103 17.6	82 14.0
G 現場担当者が判断する	584 100.0	10 1.7	43 7.4	144 24.7	167 28.6	220 37.7

【問 1-13】著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えば 不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば 不当に害しないと思う	不当に害しないと思う
社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	604 100.0	359 59.4	143 23.7	74 12.3	18 3.0	10 1.7
企業・団体内部で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	605 100.0	125 20.7	117 19.3	147 24.3	137 22.6	79 13.1
書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	603 100.0	133 22.1	135 22.4	165 27.4	111 18.4	59 9.8
小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	604 100.0	103 17.1	97 16.1	168 27.8	139 23.0	97 16.1
企業・団体が無料で配布しているパンフレットに他人	604	360	154	69	16	5

のデザインしたイラストを小さく掲載すること	100.0	59.6	25.5	11.4	2.6	0.8
録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	603	170	100	129	121	83
企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	100.0	28.2	16.6	21.4	20.1	13.8
企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	604	305	144	89	47	19
	100.0	50.5	23.8	14.7	7.8	3.1

【問 1-14】貴団体は、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のAからDのようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、実際の事業展開は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか。なお、例として挙げている「学校その他の教育機関における複製」はあくまでも一例です。ご回答の際は、貴団体の著作物を利用した新規サービス等を想定してお考え下さい。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に 思う	やや 思う	どちら もない	あまり 思わ ない	全く 思わ ない
A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法(例)「学校その他の非営利教育機関における複製は、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合に限り適法」といった定め方	607 100.0	246 40.5	244 40.2	91 15.0	22 3.6	4 0.7
B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「学校その他の非営利教育機関における複製は、○○○、□□□、△△△という条件を満たす場合は適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	607 100.0	183 30.1	255 42.0	133 21.9	34 5.6	2 0.3
C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「非営利の教育事業に供するための複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	606 100.0	74 12.2	134 22.1	226 37.3	137 22.6	35 5.8
D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	605 100.0	41 6.8	76 12.6	222 36.7	180 29.8	86 14.2

【問 1-15】著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるかどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次のA～Fのようなものが指摘されています。貴団体はこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(それぞれ当てはまる数字1つだけに○)

	n	非常に 妥当だ と思う	まあ 妥当だ と思う	どちら もない	あまり 妥当だ と思わ ない	全く 妥当だ と思わ ない
A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	607 100.0	73 12.0	285 47.0	186 30.6	54 8.9	9 1.5
B 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	605 100.0	94 15.5	210 34.7	253 41.8	42 6.9	6 1.0
C 新しいビジネスを開拓しやすくなる	606 100.0	21 3.5	112 18.5	376 62.0	83 13.7	14 2.3

D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	606 100.0	107 17.7	204 33.7	248 40.9	43 7.1	4 0.7
E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	605 100.0	44 7.3	120 19.8	345 57.0	79 13.1	17 2.8
F 故意・過失による、著作権侵害が増える	605 100.0	64 10.6	163 26.9	329 54.4	43 7.1	6 1.0

## 2. 貴団体の基本情報に関する調査

【問 2-1】貴団体の業種をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	605	100.0
学校(一条校)	101	16.7
図書館	186	30.7
1・2以外の教育事業	20	3.3
研究	6	1.0
医療	58	9.6
障害者福祉	58	9.6
高齢者福祉	37	6.1
5～7以外の医療・福祉	25	4.1
情報通信	0	0.0
小売り	1	0.2
運輸・インフラ	1	0.2
金融・保険	1	0.2
地域振興・観光	10	1.7
農林水産	5	0.8
メディア	1	0.2
上記分野以外の業界団体	28	4.6
その他(具体的に:)	67	11.1

【問 2-2】貴団体の従業員数をお教えてください。(概数で結構です)(単位:人)

	値
全体	597
平均値	113.51
最小値	0.00
最大値	6000.00

【問 2-3】貴団体の年間売上高(連結)をお教えてください。(概数で結構です)(単位:百万円)

	値
全体	482
平均値	4289.96
最小値	0.10
最大値	1400000

【問 2-4】貴団体の創業年数(設立からの年数)をお教えてください。(単位:年)

	値
全体	592
平均値	49.09
最小値	1.00
最大値	146.00

【問 2-5】本調査にご回答くださった方のご所属をお教えてください。(最も近い数字 1 つだけに○)

	n	%
全体	601	100.0
知財担当部局	4	0.7
法務担当部局	3	0.5
広報・IR 担当部局	14	2.3
総務担当部局	193	32.1
事業担当部局	197	32.8

その他(具体的に:)	161	26.8
答えられない	29	4.8

#### ④ 個人向け調査

##### <アンケート調査票>

SC1 あなたの年齢をお教えてください。

- 15歳以上 25歳未満
- 25歳以上 35歳未満
- 35歳以上 45歳未満
- 45歳以上 55歳未満
- 55歳以上 65歳未満
- 65歳以上 75歳未満
- その他（15歳未満、75歳以上）

SC2 あなたの性別をお教えてください。

- 1.男
- 2.女

SC3 あなたの居住地をお教えてください。

（都道府県を選択）

SC4 あなたは、日常的に著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）の創作活動をしていますか。

- 1.本業として創作活動をしている（創作活動が主な収入源である）
- 2.副業として創作活動をしている（創作活動による継続的な収入はあるが、主な収入源ではない）
- 3.趣味として創作活動をしている（創作活動による継続的な収入はない）
- 4.日常的な創作活動はしていない
- 5.わからない

SC5 あなたは、著作権法にどの程度馴染みがありますか。

- 1.非常にある
- 2.ややある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.全くない

SC 終了質問

本調査対象条件

優先順位条件名条件式

1 クリエイター(SC4 で 1,2,3 のいずれかを選択)→Q1 へ

2 ユーザー(SC5 で 1,2,3 のいずれかを選択)→Q19 へ

・・・（以下クリエイター向け調査）・・・

Q1 あなたが創作している著作物はどのような種類ですか。（いくつでも）

- 1.文章・言語
- 2.音楽
- 3.演劇・舞踊
- 4.美術（絵画、版画、彫刻など）
- 5.建築

- 6.図形（図表、図面、地図など）
- 7.映像
- 8.写真
- 9.プログラム
- 10.その他 具体的に：

Q2 あなたの保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどのような対応を取っていますか。（いくつでも）

- 1.刑事告訴する
- 2.民事訴訟を提起する
- 3.侵害者に警告する
- 4.弁護士等の専門家に相談する
- 5.ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる
- 6.特に何もしない
- 7.その他 具体的に：
- 8.侵害されたことがない（排他）

Q3 あなたは、権利者の利益を害すると考えるどのような程度の権利侵害を多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① とても多い	② 多い	③ 少ない	④ とても少ない	⑤ 全くない	⑥ わからない
1.損害額 1 万円未満（一著作物あたり。以下同じ）	→						
2.損害額 1 万円～10 万円未満	→						
3.損害額 10 万円～100 万円未満	→						
4.損害額 100 万円～1,000 万円未満	→						
5.損害額 1,000 万円以上	→						

Q4 あなたは、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。

- 10 割
- 7～9 割
- 4～6 割
- 1～3 割
- 0 割

Q5 あなたが認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		①当てはまる	②やや当てはまる	③どちらとも言えない	④あまり当てはまらない	⑤当てはまらない
1. 侵害の量が膨大で対応しきれない	→					
2. 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	→					
3. インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	→					
4. 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	→					
5. 警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想される	→					
6. 悪質な侵害ではないので対応する必要がある	→					
7. 対応する費用がない	→					
8. 対応する方法がわからない	→					
9. その他：(回答任意)	→					

Q6 あなたの著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段を使っている場合、そのため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。

ほとんど費用はかけていない  
 10万円未満  
 10万円～50万円未満  
 50万円～100万円未満  
 100万円～500万円未満  
 500万円以上 具体的な額：  
 金額はわからない

Q7 あなたが警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの（侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの）の割合はどの程度ですか。

10割  
 7割～9割  
 4割～6割  
 1割～3割  
 0割

Q8 警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。

10割  
 7割～9割  
 4割～6割  
 1割～3割  
 0割

Q9 警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 当てはまる	② やや当てはまる	③ どちらとも言えない	④ あまり当てはまらない	⑤ 当てはまらない
1. 侵害の量が膨大で対応しきれない	→					
2. 個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	→					
3. 国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	→					
4. 訴訟を起こす費用がない	→					
5. 訴訟を起こすこと自体に抵抗・ためらいがある	→					
6. 訴訟を起こす方法がわからない	→					

Q10 あなた著作権を守るため、訴訟を行っている場合、その訴訟に使っている年間費用（弁護士費用を含む）はどの程度ですか。

ほとんど費用はかけていない 10万円未満 10万円～50万円未満 50万円～100万円未満 100万円～500万円未満 500万円以上 具体的な額： 金額はわからない
---

Q11 著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。

いくらでも提起する 10万円未満 10万円～50万円未満 50万円～100万円未満 100万円～500万円未満 500万円～1,000万円未満 1,000万円以上 具体的な額があればお書きください： わからない
---

Q12 あなたが認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 全て解決した	② 概ね解決した	③ どちらとも言えない	④ ほとんど解決しなかった	⑤ 全く解決しなかった	⑥ 当該侵害事案は認知していない
1. 損害額 1 万円未満（一著作物あたり。以下同じ）	→						
2. 損害額 1 万円～10 万円未満	→						
3. 損害額 10 万円～100 万円未満	→						
4. 損害額 100 万円～1,000 万円未満	→						
5. 損害額 1,000 万円以上	→						

Q13 仮に、あなたの著作物が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合（例えば、判例がまだない場合など）、あなたはどのように対応しますか。最も行う可能性が高いものを1つだけ選択してください。

1. 刑事告訴する 2. 民事訴訟を提起する 3. 侵害者に警告する 4. 弁護士等の専門家に相談する 5. ADR（裁判外紛争解決手続）を用いる 6. 特に何もしない 7. その他 具体的に：
---

Q14 著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為が広く行われることは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと考えますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 不当に害すると思う	② どちらかと言えども不当に害すると思う	③ どちらとも言えない	④ どちらかと言えども不当に害さないと考える	⑤ 不当に害さないと考える
1. 社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	→					

2. 社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	→					
3. 書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	→					
4. 小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	→					
5. 自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	→					
6. 録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に使うこと	→					
7. 自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	→					

Q15 日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています。これに対して、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用など

あなたは、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下の1から4のようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「音楽 CD のコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの著作物を利用したサービスを想定してお考えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に良い影響がある と思う	② やや良い影響がある と思う	③ 現在と変わらない	④ やや悪い影響がある と思う	⑤ 非常に悪い影響がある と思う
1. 適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法	→					

(例) 「私的使用のための音楽 CD のコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方						
2.適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 (例) 「私的使用のための音楽 CD のコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	→					
3.適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法 (例) 「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	→					
4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法 (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	→					

Q16 著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の 1~6 のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		① 非常に妥当 だと思う	② まあ妥当 だと思う	③ どちらとも 言えない	④ あまり妥当 だと思わない	⑤ 全く妥当 だと思わない
1. 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	→					
2. 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	→					
3. 新しいサービスを行いやすくなる	→					
4. 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる						

5. 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	→					
6. 故意・過失による、著作権侵害が増える	→					

Q17-1 著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれの程度あったらよいと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		① 非常に思う	② まあ思う	③ どちらとも 言えない	④ あまり思わない	⑤ 全く思わない
1.懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額（例えば 2 倍の額）を、損害賠償として支払わせる制度	→					
2.法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	→					
3.クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度（訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ）	→					
4.ディスカバリー（証拠開示手続）：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	→					
5.訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	→					
6.弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	→					

Q17-2 以上の他に、あったらいいと思う制度がありましたらお書きください。(ご自由にお書きください)

(自由記述)
--------

Q18 これまで、著作権制度があなたの創作上の障害となった事例があれば、教えてください。(ご自由にお書きください)

(自由記述)
--------

・・・(以下ユーザー向け調査)・・・

本調査でいう「著作物の利用」とは、例えば以下のように、自分以外の方が作成した著作物（文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど）を利用（コピー、演奏、歌唱、撮影、インターネット送信など）することをいいます。

※目で見ただけ、耳で聴くだけの、受動的な行為（本を読む、音楽を聴く、テレビを観る、など）は含みません。

- ・書籍、新聞、雑誌などをコピーする
- ・音楽 CD をコピーする
- ・音楽を演奏する・カラオケで歌う（自作の曲を除く）
- ・芸術作品の写真を撮る
- ・テレビ番組を録画する
- ・インターネットでファイルをダウンロードする
- ・SNS（LINE、Twitter、Facebook など）にインターネット上の記事を転載する
- ・購入したソフトウェアのバックアップを作成する

※上記は例示ですので、これらに限られるものではありません。

Q19 あなたがよく利用する著作物はどのような種類ですか。（いくつでも）

※私用での利用に限ります。

- 1.文章・言語
- 2.音楽
- 3.演劇・舞踊
- 4.美術（絵画、版画、彫刻など）
- 5.建築
- 6.図形（図表、図面、地図など）
- 7.映像
- 8.写真
- 9.プログラム（ソフトウェア）
- 10.その他 具体的に：
- 11.利用していない（排他）

Q20 あなたは、前問の著作物を利用する場合に、個別に著作権者の許諾（許可）を取ることができますか。

※私用での利用に限ります。

※個人的に又は家庭内で利用する場合で、著作権法に定める範囲内であれば、著作権者の許諾を取らずに著作物を利用できます。

- 1.よくある
- 2.たまにある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.ほとんどない

Q21 あなたは、著作権について相談のできる人として、身近にどのような人がいますか。（いくつでも）

- 1.家族
- 2.友人
- 3.勤務先
- 4.弁護士
- 5.その他 具体的に：
- 6.いない(排他)
- 7.わからない(排他)

Q22 あなたは、著作権以外の知的財産権（特許権、商標権など）についての知識はありますか。

- 1.非常にある
- 2.ややある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.全くない

Q23 著作権者に無断で著作物を利用（複製、販売、インターネット送信等）した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。（いくつでも）

- 1.損害賠償を請求すること
- 2.侵害をやめるよう請求すること
- 3.侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること
- 4.名誉回復のための措置を請求すること
- 5.刑事罰
- 6.わからない（排他）

Q24 あなたは、（著作権分野に限らず）他者（個人、企業、団体等）に対して個人的に訴訟を起こしたことがありますか、ありませんか。

- 複数回ある
- 1回ある
- ない

Q25 あなたは、（著作権分野に限らず）必要な場合には、他者（個人、企業、団体等）に対して個人的に訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。

- 1.非常にある
- 2.ややある
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまりない
- 5.全くない

Q26 あなたは、（著作権分野に限らず）他者（個人、企業、団体等）から個人的に訴訟を起こされたことはありますか、ありませんか。

- 複数回ある
- 1回ある
- ない

Q27 あなたは、（著作権分野に限らず）他者（個人、企業、団体等）から訴訟を起こされることを怖いと思いますか、思いませんか。

- 1.非常に怖い
- 2.やや怖い
- 3.どちらとも言えない
- 4.あまり怖くない
- 5.全く怖くない

Q28 あなたが著作物を利用しようとするときに、それが合法であるか違法であるかの判断が難しい場合、あなたはどのように行動しますか。

- 1.完全に合法である確信がある場合にのみ利用する
- 2.合法である可能性が極めて高ければ利用する
- 3.合法である可能性がある程度高ければ利用する
- 4.合法である可能性がわずかでもあれば利用する
- 5.合法か違法か不明であっても利用する

Q29 前問のように、著作物の利用が合法であるか違法であるか判断が難しい場合、どのようにして判断しますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に当てはまる	② 当てはまる	③ どちらとも言えない	④ あまり当てはまらない	⑤ 全く当てはまらない
1. 弁護士等の専門家に相談する	→					
2. 友人に相談する	→					
3. 家族に相談する	→					
4. 勤務先に相談する	→					
5. 自分で調べて判断する	→					
6. 特に相談や調査はせず、直感的に判断する	→					

Q30 著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法立で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。（現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。）（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 不当に害すると思う	② どちらかと言えば不当に害すると思う	③ どちらとも言えない	④ どちらかと言えば不当に害さないと思う	⑤ 不当に害さないと思う
1. 社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	→					
2. 社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	→					
3. 書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	→					
4. 小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	→					
5. 自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	→					
6. 録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽 CD や映画をコピーし、試験に	→					

使うこと						
7. 自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	→					

Q31 あなたは、（著作権法に限らず）立法は一般的にどのような性質が重要だと思いますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に重要だと思う	② やや重要だと思う	③ どちらとも言えない	④ あまり重要でないと思う	⑤ 全く重要でないと思う
1. 具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	→					
2. 抽象的であり、様々な場合に対応できること	→					

Q32 あなたは、（著作権法に限らず）刑罰を定める法律の場合、どのような性質が重要だと思いますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に重要だと思う	② やや重要だと思う	③ どちらとも言えない	④ あまり重要でないと思う	⑤ 全く重要でないと思う
1. 具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	→					
2. 抽象的であり、様々な場合に対応できること	→					

Q33 日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、作者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています。これに対して、作者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されることなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。

※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用など

あなたは、著作物を著作権者の許諾なしに利用できる範囲を法律で定める仕組みとして、以下の1から4のそれぞれの方法は、どの程度望ましいと思いますか。

なお、例として挙げている「音楽 CD のコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの身近な利用方法を想定してお考えください。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に望ましいと思う	② やや望ましいと思う	③ どちらとも言えない	④ あまり望ましくないと思う	⑤ 全く望ましくないと思う
1.適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法 (例) 「私的使用のための音楽 CD のコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方	→					
2.適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法 (例) 「私的使用のための音楽 CD のコピーは、〇〇〇、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	→					
3.適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法 (例) 「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	→					
4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法 (例) 「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	→					

Q34 著作者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の 1~6 のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。（矢印方向にそれぞれひとつだけ）

		① 非常に 妥当 だと思 う	② まあ 妥当 だと思 う	③ どちら とも 言えな い	④ あまり 妥当 だと思 わない	⑤ 全く 妥当 だと思 わない
1. 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	→					
2. 訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	→					
3. 新しいサービスを行いやすくなる	→					
4. 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる						
5. 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	→					
6. 故意・過失による、著作権侵害が増える	→					

・・・（以下クリエイター・ユーザー共通の質問）・・・

Q35 あなたの職業をお教えてください。

1.公務員 2.会社役員 3.会社員（正社員） 4.会社員（契約社員・派遣社員） 5.パート・アルバイト 6.自営業・自由業 7.学生 8.主婦・主夫 9.無職 10.その他 具体的に：(回答)(入力制限なし)(文字数制限なし)
---

Q36 あなたの職業の業種をお教えてください。

1.素材・資源 2.建設・不動産・建設関連製品・設備 3.機械・装置 4.1～3以外の産業インフラ・サービス 5.運輸 6.公共（電力・ガス） 7.自動車 8.住宅 9.アパレル・娯楽用品 10.小売り・外食・娯楽サービス・その他消費財 11.ヘルスケア・医薬・食品・トイレタリー・化粧品 12.金融（保険以外）
---

- 13.保険
- 14.エレクトロニクス・事務機器・電子デバイス製造装置
- 15.ソフトウェア・情報技術
- 16.通信サービス
- 17.メディア
- 18.その他 具体的に：

<回答（自由記述を除く）>

SC1.あなたの年齢をお教えてください。

	n	%
全体	3000	100.0
15歳以上 25歳未満	116	3.9
25歳以上 35歳未満	506	16.9
35歳以上 45歳未満	780	26.0
45歳以上 55歳未満	876	29.2
55歳以上 65歳未満	495	16.5
65歳以上 75歳未満	199	6.6
その他(15歳未満、75歳以上)	28	0.9

SC2.あなたの性別をお教えてください。

	n	%
全体	3000	100.0
男	1971	65.7
女	1029	34.3

SC3.あなたの居住地をお教えてください。

	n	%		n	%
全体	3000	100.0	三重県	28	0.9
北海道	142	4.7	滋賀県	37	1.2
青森県	24	0.8	京都府	75	2.5
岩手県	15	0.5	大阪府	271	9.0
宮城県	50	1.7	兵庫県	135	4.5
秋田県	18	0.6	奈良県	35	1.2
山形県	22	0.7	和歌山県	16	0.5
福島県	31	1.0	鳥取県	15	0.5
茨城県	46	1.5	島根県	9	0.3
栃木県	33	1.1	岡山県	39	1.3
群馬県	32	1.1	広島県	57	1.9
埼玉県	171	5.7	山口県	18	0.6
千葉県	167	5.6	徳島県	21	0.7
東京都	471	15.7	香川県	29	1.0
神奈川県	267	8.9	愛媛県	26	0.9
新潟県	46	1.5	高知県	3	0.1
富山県	20	0.7	福岡県	98	3.3
石川県	29	1.0	佐賀県	10	0.3
福井県	14	0.5	長崎県	17	0.6
山梨県	14	0.5	熊本県	23	0.8
長野県	35	1.2	大分県	16	0.5
岐阜県	47	1.6	宮崎県	9	0.3
静岡県	78	2.6	鹿児島県	17	0.6
愛知県	204	6.8	沖縄県	20	0.7

SC4.あなたは、日常的に著作物(文章、音楽、絵画、写真、映像、プログラムなど)の創作活動をしていますか。

	n	%
全体	3000	100.0
本業として創作活動をしている(創作活動が主な収入源である)	229	7.6
副業として創作活動をしている(創作活動による継続的な収入はあるが、主な収入源ではない)	175	5.8
趣味として創作活動をしている(創作活動による継続的な収入はない)	1096	36.5
日常的な創作活動はしていない	1432	47.7
わからない	68	2.3

SC5.あなたは、著作権法にどの程度馴染みがありますか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常にある	71	4.7
ややある	533	35.5
どちらとも言えない	896	59.7
あまりない	0	0.0
全くない	0	0.0

Q1.あなたが創作している著作物はどのような種類ですか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
文章・言語	530	35.3
音楽	299	19.9
演劇・舞踊	33	2.2
美術(絵画、版画、彫刻など)	318	21.2
建築	52	3.5
図形(図表、図面、地図など)	74	4.9
映像	160	10.7
写真	526	35.1
プログラム	176	11.7
その他 具体的に:	134	8.9

Q2.あなたの保有・管理する著作権が侵害された場合、これまで実際にどういう対応を取っていますか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
刑事告訴する	43	2.9
民事訴訟を提起する	88	5.9
侵害者に警告する	165	11.0
弁護士等の専門家に相談する	142	9.5
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	25	1.7
特に何もしない	277	18.5
その他 具体的に:	27	1.8
侵害されたことがない	910	60.7

Q3.あなたは、権利者の利益を害すると思われるどのような程度の権利侵害を多く認知されていますか。以下の区分それぞれについてお答えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	とても多い	多い	少ない	とても少ない	全くない	わからない
1.損害額 1 万円未満(一著作物あたり。以下同じ)	590 100.0	69 11.7	73 12.4	101 17.1	98 16.6	45 7.6	204 34.6
2.損害額 1 万円～10 万円未満	590 100.0	43 7.3	106 18.0	125 21.2	64 10.8	53 9.0	199 33.7
3.損害額 10 万円～100 万円未満	590 100.0	39 6.6	116 19.7	121 20.5	42 7.1	62 10.5	210 35.6
4.損害額 100 万円～1,000 万円未満	590 100.0	63 10.7	115 19.5	74 12.5	53 9.0	74 12.5	211 35.8
5.損害額 1,000 万円以上	590 100.0	100 16.9	78 13.2	65 11.0	48 8.1	85 14.4	214 36.3

Q4.あなたは、認知された権利侵害のうち、どの程度の割合のものについて、警告などの訴訟外の対応を行っていますか。

	n	%
--	---	---

全体	379	100.0
10割	26	6.9
7～9割	63	16.6
4～6割	77	20.3
1～3割	85	22.4
0割	128	33.8

Q5.あなたが認知された権利侵害のうち、警告などの訴訟外の対応を行っていないものについて、その理由は何ですか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	当てはまる	やや当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	当てはまらない
1.侵害の量が膨大で対応しきれない	353 100.0	46 13.0	73 20.7	94 26.6	39 11.0	101 28.6
2.個々の侵害額が小さいため対応するには割に合わない	353 100.0	106 30.0	113 32.0	75 21.2	21 5.9	38 10.8
3.インターネット上の匿名の侵害が多く侵害者の特定が困難	353 100.0	102 28.9	107 30.3	81 22.9	20 5.7	43 12.2
4.国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	353 100.0	55 15.6	80 22.7	95 26.9	36 10.2	87 24.6
5.警告をしても適法性を主張され、解決しないことが予想される	353 100.0	61 17.3	99 28.0	104 29.5	26 7.4	63 17.8
6.悪質な侵害ではないので対応する必要がない	353 100.0	51 14.4	101 28.6	111 31.4	40 11.3	50 14.2
7.対応する費用がない	353 100.0	84 23.8	102 28.9	95 26.9	28 7.9	44 12.5
8.対応する方法がわからない	353 100.0	70 19.8	82 23.2	114 32.3	33 9.3	54 15.3
9.その他:	182 100.0	3 1.6	11 6.0	66 36.3	4 2.2	98 53.8

Q6.あなたの著作権を守るため、監視や警告など、訴訟以外の手段を使っている場合、そのため実際に使っている年間費用はどの程度ですか。

	n	%
全体	251	100.0
ほとんど費用はかけていない	140	55.8
10万円未満	43	17.1
10万円～50万円未満	19	7.6
50万円～100万円未満	20	8.0
100万円～500万円未満	7	2.8
500万円以上 具体的な額:	0	0.0
金額はわからない	22	8.8

Q7.あなたが警告などの訴訟外の対応を行ったもののうち、解決したもの(侵害行為が停止され、損害が賠償されたもの)の割合はどの程度ですか。

	n	%
全体	251	100.0
10割	31	12.4
7割～9割	33	13.1
4割～6割	45	17.9
1割～3割	55	21.9
0割	87	34.7

Q8.警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起したものの割合はどの程度ですか。

	n	%
全体	220	100.0
10割	2	0.9
7割～9割	20	9.1
4割～6割	36	16.4
1割～3割	43	19.5
0割	119	54.1

Q9.警告等の訴訟外の対応を行っても解決していない侵害行為のうち、訴訟を提起しなかったものについて、その理由は何ですか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	当てはまる	やや当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	当てはまらない
1.侵害の量が膨大で対応しきれない	218 100.0	32 14.7	52 23.9	48 22.0	19 8.7	67 30.7
2.個々の侵害額が小さく対応するには割に合わない	218 100.0	60 27.5	66 30.3	45 20.6	9 4.1	38 17.4
3.国境を越えた侵害が多く手続きが円滑に行えない	218 100.0	34 15.6	41 18.8	52 23.9	23 10.6	68 31.2
4.訴訟を起こす費用がない	218 100.0	38 17.4	54 24.8	63 28.9	22 10.1	41 18.8
5.訴訟を起こすこと自体に抵抗・ためらいがある	218 100.0	34 15.6	66 30.3	58 26.6	23 10.6	37 17.0
6.訴訟を起こす方法がわからない	218 100.0	26 11.9	43 19.7	74 33.9	26 11.9	49 22.5

Q10.あなた著作権を守るため、訴訟を行っている場合、その訴訟に使っている年間費用(弁護士費用を含む)はどの程度ですか。

	n	%
全体	88	100.0
ほとんど費用はかけていない	24	27.3
10万円未満	11	12.5
10万円～50万円未満	23	26.1
50万円～100万円未満	14	15.9
100万円～500万円未満	7	8.0
500万円以上 具体的な額:	0	0.0
金額はわからない	9	10.2

Q11.著作権侵害に対して実際に訴訟を起こすかどうかの判断に当たり、訴訟に係る費用を考慮すると、訴訟の結果得られる金額として最低限必要なのはどれくらいですか。

	n	%
全体	590	100.0
いくらでも提起する	36	6.1
10万円未満	99	16.8
10万円～50万円未満	111	18.8
50万円～100万円未満	87	14.7
100万円～500万円未満	58	9.8
500万円～1,000万円未満	12	2.0
1,000万円以上	8	1.4
具体的な額があればお書きください:	0	0.0
わからない	179	30.3

Q12.あなたが認知された、権利者の利益を害すると考える著作権侵害事案について、最終的にどの程度の割合が解決できましたか。以下の区分それぞれについてお答えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	全て解決した	概ね解決した	どちらとも 言えない	ほとんど 解決しなかった	全く 解決しなかった	当該侵害事案は 認知していない
1.損害額 1万円未満(一著作物あたり。以下同じ)	341 100.0	29 8.5	58 17.0	88 25.8	38 11.1	31 9.1	97 28.4
2.損害額 1万円～10万円未満	338 100.0	29 8.6	67 19.8	74 21.9	39 11.5	21 6.2	108 32.0
3.損害額 10万円～100万円未満	318 100.0	21 6.6	31 9.7	83 26.1	39 12.3	23 7.2	121 38.1
4.損害額 100万円～1,000万円未満	305 100.0	19 6.2	32 10.5	76 24.9	29 9.5	20 6.6	129 42.3
5.損害額 1,000万円以上	291 100.0	19 6.5	28 9.6	76 26.1	25 8.6	15 5.2	128 44.0

Q13.仮に、あなたの著作物が無許諾で利用されているが、その利用が合法か違法かの判断が難しいという場合(例えば、判例がまだない場合など)、あなたはどのように対応しますか。最も行う可能性が高いものを1つだけ選択してください。

	n	%
全体	1500	100.0
刑事告訴する	48	3.2
民事訴訟を提起する	77	5.1
侵害者に警告する	273	18.2
弁護士等の専門家に相談する	549	36.6
ADR(裁判外紛争解決手続)を用いる	30	2.0
特に何もしない	484	32.3
その他 具体的に:	39	2.6

Q14.著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為が広く行われることは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言え ば不当に害する と思う	どちらとも 言えない	どちらかと言え ば不当に害さ ないと思う	不当に害さ ないと思う
1.社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1500 100.0	368 24.5	438 29.2	424 28.3	182 12.1	88 5.9
2.社内で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1500 100.0	218 14.5	311 20.7	439 29.3	339 22.6	193 12.9
3.書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部分を確認したりできるサービスを提供すること	1500 100.0	214 14.3	300 20.0	546 36.4	301 20.1	139 9.3
4.小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1500 100.0	147 9.8	283 18.9	494 32.9	344 22.9	232 15.5
5.自社が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1500 100.0	600 40.0	428 28.5	338 22.5	74 4.9	60 4.0
6.録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1500 100.0	326 21.7	335 22.3	450 30.0	220 14.7	169 11.3

7.自社製品の効能を説明するため論文の一部を 抜粋して自社の広告に掲載すること	1500 100.0	498 33.2	385 25.7	414 27.6	124 8.3	79 5.3
--	---------------	-------------	-------------	-------------	------------	-----------

Q15.日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています※。これに対して、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後には裁判所の判断が蓄積されていくことなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用などあなたは、著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下の1から4のようなものがあるとした場合に、それぞれの仕組みについて、現在と比べて著作権の保護に良い影響があると思いますか、悪い影響があると思いますか。なお、例として挙げている「音楽 CD のコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの著作物を利用したサービスを想定してお考えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に 良い影響が あると思う	やや 良い影響が あると思う	現在と 変わらない	やや 悪い影響が あると思う	非常に 悪い影響が あると思う
1.適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法 (例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、 □□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方	1500 100.0	226 15.1	520 34.7	639 42.6	94 6.3	21 1.4
2.適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、 それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるように する方法(例)「私的使用のための音楽 CD のコピー は、○○○、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、 「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に 害さないものは適法」といった定め方	1500 100.0	230 15.3	508 33.9	643 42.9	102 6.8	17 1.1
3.適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す 方法(例)「私的使用のための著作物の複製は、著作 権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	1500 100.0	146 9.7	340 22.7	769 51.3	201 13.4	44 2.9
4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断 要素とともに抽象的に示す方法(例)「『利用の目的と性 質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要 性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』など の要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適 法」といった定め方	1500 100.0	119 7.9	332 22.1	755 50.3	212 14.1	82 5.5

Q16.著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の1~6のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に 妥当だと 思う	まあ 妥当だと 思う	どちらとも 言えない	あまり 妥当だと 思わない	全く 妥当だと 思わない
1.法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて 著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1500 100.0	178 11.9	693 46.2	486 32.4	110 7.3	33 2.2
2.訴訟を試してみるまで著作権侵害になる場合とならない 場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1500 100.0	148 9.9	433 28.9	710 47.3	169 11.3	40 2.7

3.新しいサービスを行いやすくなる	1500	124	477	714	145	40
	100.0	8.3	31.8	47.6	9.7	2.7
4.訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1500	163	454	635	194	54
	100.0	10.9	30.3	42.3	12.9	3.6
5.裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1500	177	429	683	141	70
	100.0	11.8	28.6	45.5	9.4	4.7
6.故意・過失による、著作権侵害が増える	1500	160	404	724	156	56
	100.0	10.7	26.9	48.3	10.4	3.7

Q17-1.著作権保護のために、次のような制度が提案されています。それぞれの程度あったらよいと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	思 う 非 常 に	思 う ま あ	言 え な い ど ち ら と も	思 わ な い あ ま り	全 く 思 わ な い
1.懲罰的損害賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害よりも大きな額(例えば2倍の額)を、損害賠償として支払わせる制度	1500 100.0	225 15.0	577 38.5	506 33.7	145 9.7	47 3.1
2.法定賠償制度：著作権侵害をした企業・個人に対し、実際の損害額を算定しなくても、一定額を損害賠償として支払わせる制度	1500 100.0	174 11.6	570 38.0	553 36.9	159 10.6	44 2.9
3.クラスアクション：同じ企業・個人による著作権侵害事件で多数の被害者がいる場合に、一部の被害者が全体を代表して訴訟を起こせる制度(訴訟に参加しなかった被害者にも判決の効力が及ぶ)	1500 100.0	248 16.5	550 36.7	596 39.7	81 5.4	25 1.7
4.ディスカバリー(証拠開示手続)：当事者の求めに応じて、訴訟の相手方に対して証拠の提出を命じる制度	1500 100.0	247 16.5	597 39.8	556 37.1	74 4.9	26 1.7
5.訴訟費用への補助：著作権侵害に対して訴訟を起こす場合に、その費用の一部を国が補助する制度	1500 100.0	289 19.3	480 32.0	570 38.0	110 7.3	51 3.4
6.弁護士費用の敗訴者負担制度：弁護士にかかった費用の全部又は一部を裁判官の判断で敗訴者に負担させる制度	1500 100.0	290 19.3	501 33.4	591 39.4	85 5.7	33 2.2

Q19.あなたがよく利用する著作物はどのような種類ですか。(いくつでも)※私用での利用に限ります。

	n	%
全体	1500	100.0
文章・言語	650	43.3
音楽	939	62.6
演劇・舞踊	75	5.0
美術(絵画、版画、彫刻など)	137	9.1
建築	46	3.1
図形(図表、図面、地図など)	156	10.4
映像	669	44.6
写真	574	38.3
プログラム(ソフトウェア)	338	22.5
その他 具体的に：	9	0.6
利用していない	243	16.2

Q20.あなたは、前問の著作物を利用する場合に、個別に著作権者の許諾(許可)を取ることはありますか。※私用での利用に限ります。※個人的に又は家庭内で利用する場合で、著作権法に定める範囲内であれば、著作権者の許諾を取らずに著作物を利用できます。

	n	%
全体	1257	100.0
よくある	25	2.0
たまにある	95	7.6
どちらとも言えない	163	13.0
あまりない	157	12.5

ほとんどない	817	65.0
--------	-----	------

Q21.あなたは、著作権について相談のできる人として、身近にどのような人がいますか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
家族	203	13.5
友人	214	14.3
勤務先	262	17.5
弁護士	68	4.5
その他 具体的に:	14	0.9
いない	699	46.6
わからない	223	14.9

Q22.あなたは、著作権以外の知的財産権(特許権、商標権など)についての知識はありますか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常にある	60	4.0
ややある	418	27.9
どちらとも言えない	478	31.9
あまりない	393	26.2
全くない	151	10.1

Q23.著作権者に無断で著作物を利用(複製、販売、インターネット送信等)した場合、法律に定めた例外が適用される場合を除いて「著作権侵害」となります。その場合、どのような手立てが著作権者に用意されていると思いますか。(いくつでも)

	n	%
全体	1500	100.0
損害賠償を請求すること	986	65.7
侵害をやめるよう請求すること	872	58.1
侵害に使われる機械の廃棄等を請求すること	447	29.8
名誉回復のための措置を請求すること	491	32.7
刑事罰	392	26.1
わからない	338	22.5

Q24.あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)に対して個人的に訴訟を起こしたことがありますか、ありませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
複数回ある	17	1.1
1回ある	19	1.3
ない	1464	97.6

Q25.あなたは、(著作権分野に限らず)必要な場合には、他者(個人、企業、団体等)に対して個人的に訴訟を起こすことに抵抗・ためらい等がありますか、ありませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常にある	116	7.7
ややある	303	20.2
どちらとも言えない	636	42.4
あまりない	226	15.1
全くない	219	14.6

Q26.あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)から個人的に訴訟を起こされたことはありますか、ありませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
複数回ある	13	0.9

1回ある	26	1.7
ない	1461	97.4

Q27.あなたは、(著作権分野に限らず)他者(個人、企業、団体等)から訴訟を起こされることを怖いと思いますか、思いませんか。

	n	%
全体	1500	100.0
非常に怖い	344	22.9
やや怖い	520	34.7
どちらとも言えない	465	31.0
あまり怖くない	87	5.8
全く怖くない	84	5.6

Q28.あなたが著作物を利用しようとするときに、それが合法であるか違法であるかの判断が難しい場合、あなたはどのように行動しますか。

	n	%
全体	1500	100.0
完全に合法である確信がある場合にのみ利用する	514	34.3
合法である可能性が極めて高ければ利用する	457	30.5
合法である可能性がある程度高ければ利用する	364	24.3
合法である可能性がわずかでもあれば利用する	64	4.3
合法か違法か不明であっても利用する	101	6.7

Q29.前問のように、著作物の利用が合法であるか違法であるか判断が難しい場合、どのようにして判断しますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に当てはまる	当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない
1.弁護士等の専門家に相談する	1500 100.0	193 12.9	310 20.7	488 32.5	204 13.6	305 20.3
2.友人に相談する	1500 100.0	90 6.0	441 29.4	490 32.7	199 13.3	280 18.7
3.家族に相談する	1500 100.0	122 8.1	329 21.9	472 31.5	228 15.2	349 23.3
4.勤務先に相談する	1500 100.0	136 9.1	323 21.5	508 33.9	199 13.3	334 22.3
5.自分で調べて判断する	1500 100.0	282 18.8	644 42.9	410 27.3	81 5.4	83 5.5
6.特に相談や調査はせず、直感的に判断する	1500 100.0	35 2.3	160 10.7	588 39.2	314 20.9	403 26.9

Q30.著作権に関する条約では、「著作権者の利益を不当に害さない」などの条件を満たす場合に、著作権者に無断で著作物を利用することができる範囲を法律で定めることを認めています。著作権者に無断で以下の行為を行うことは、著作権者の利益を不当に害すると思いますか、不当に害さないと思いますか。(現在の著作権法において適法か違法か、ということではなく、あなたがどう思うかについてお答えください。)(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	不当に害すると思う	どちらかと言えば不当に害すると思う	どちらとも言えない	どちらかと言えば不当に害しないと思う	不当に害しないと思う

1.社会風刺のために一部分にマンガのキャラクターを使ったパロディ映像を制作し、動画共有サイトに掲載すること	1500	491	447	448	75	39
	100.0	32.7	29.8	29.9	5.0	2.6
2.企業・団体内部で参考になりそうな書籍の一部分をコピーして関係部内に配布すること	1500	374	364	514	181	67
	100.0	24.9	24.3	34.3	12.1	4.5
3.書籍やニュース映像を検索し、ごく短い内容の一部を確認したりできるサービスを提供すること	1500	296	359	583	187	75
	100.0	19.7	23.9	38.9	12.5	5.0
4.小中学校の先生が授業で利用できるよう、参考となる資料や写真などを収集して提供するサービスを行うこと	1500	228	287	594	254	137
	100.0	15.2	19.1	39.6	16.9	9.1
5.企業・団体が無料で配布しているパンフレットに他人のデザインしたイラストを小さく掲載すること	1500	592	403	424	57	24
	100.0	39.5	26.9	28.3	3.8	1.6
6.録音機器や映像の録画機器を開発するため、音楽CDや映画をコピーし、試験に使うこと	1500	385	349	503	177	86
	100.0	25.7	23.3	33.5	11.8	5.7
7.企業が自社製品の効能を説明するため論文の一部を抜粋して自社の広告に掲載すること	1500	535	367	463	82	53
	100.0	35.7	24.5	30.9	5.5	3.5

Q31.あなたは、(著作権法に限らず)法律は一般的にどのような性質が重要だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に重要だ と思う	やや重要だ と思う	どちらとも 言えない	あまり重要で ないと思う	全く重要で ないと思う
1.具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	1500	620	511	341	17	11
	100.0	41.3	34.1	22.7	1.1	0.7
2.抽象的であり、様々な場合に対応できること	1500	187	333	675	220	85
	100.0	12.5	22.2	45.0	14.7	5.7

Q32.あなたは、(著作権法に限らず)刑罰を定める法律の場合、どのような性質が重要だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に重要だ と思う	やや重要だ と思う	どちらとも 言えない	あまり重要で ないと思う	全く重要で ないと思う
1.具体的であり、適法か違法かの判断がしやすいこと	1500	625	497	356	12	10
	100.0	41.7	33.1	23.7	0.8	0.7
2.抽象的であり、様々な場合に対応できること	1500	173	370	635	208	114
	100.0	11.5	24.7	42.3	13.9	7.6

Q33.日本の著作権法では、どのような場面や範囲であれば、著作権者の許諾なしに著作物を利用できるのか、個別具体的に定められています※。これに対して、著作権者の許諾なしに著作物を利用できる場合について、法律ではある程度抽象的なルールを定めておいて、具体的な行為が合法になるのか違法になるのかは、その後に裁判所の判断が蓄積されることなどにより明らかになっていく、という仕組みを採用している国もあります。現在、日本の著作権法にも、一定程度こうした考え方を採り入れることについて議論がなされています。※例：引用、報道目的の利用、技術開発の試験のための利用、インターネット検索エンジンのための利用、ビッグデータ解析のための利用、情報通信の円滑化・効率化のための利用、図書館での利用、学校での利用、障害者のための利用 などあなたは、著作物を著作権者の許諾なしに利用できる範囲を法律で定める仕組みとして、以下の1から4のそれぞれの方法は、どの程度望ましいと思いますか。なお、例として挙げている「音楽CDのコピー」はあくまでも一例です。ご回答の際は、あなたの身近な利用方法を想定してお考えください。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に望ましい と思う	やや望ましい と思う	どちらとも 言えない	あまり望ましく ないと思う	全く望ましく ないと思う
1.適法となる利用の類型や条件を具体的に示す方法 (例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」といった定め方	1500 100.0	387 25.8	567 37.8	483 32.2	46 3.1	17 1.1
2.適法となる利用の類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法(例)「私的使用のための音楽 CD のコピーは、○○○、□□□、△△△に該当する場合を除き適法」、「上記に準じる利用行為で、著作権者の利益を不当に害さないものは適法」といった定め方	1500 100.0	325 21.7	538 35.9	555 37.0	64 4.3	18 1.2
3.適法となる利用の類型や条件を一定程度抽象的に示す方法(例)「私的使用のための著作物の複製は、著作権者の利益を不当に害さない限り適法」といった定め方	1500 100.0	174 11.6	374 24.9	661 44.1	235 15.7	56 3.7
4.適法となる利用の類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法(例)「『利用の目的と性質』、『著作物の性質』、『利用された部分の量及び重要性』、『著作物の潜在的利用又は価値に対する影響』などの要素を考慮して、公正な利用と判断される場合は適法」といった定め方	1500 100.0	157 10.5	308 20.5	662 44.1	249 16.6	124 8.3

Q34. 著作権者の許諾なしに他人が著作物を適法に使用できるかどうか、裁判所の判断の蓄積等により明らかになっていく仕組みを導入することの効果として、例えば次の1~6のようなものが指摘されています。あなたはこれらの指摘はどの程度妥当だと思いますか。(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	n	非常に妥当だ と思う	まあ妥当だ と思う	どちらとも 言えない	あまり妥当だ と思わない	全く妥当だ と思わない
1.法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて著作権の保護の範囲を、時代の変化に対応させやすくなる	1500 100.0	220 14.7	599 39.9	578 38.5	86 5.7	17 1.1
2.訴訟をしてみるまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮してしまう	1500 100.0	163 10.9	411 27.4	717 47.8	165 11.0	44 2.9
3.新しいビジネスを開拓しやすくなる	1500 100.0	122 8.1	363 24.2	836 55.7	141 9.4	38 2.5
4.訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる	1500 100.0	154 10.3	380 25.3	724 48.3	200 13.3	42 2.8
5.裁判所がルールを決めた方が、国会や政府でルールを決めるよりも公正な判断が期待できる	1500 100.0	180 12.0	390 26.0	768 51.2	119 7.9	43 2.9
6.故意・過失による、著作権侵害が増える	1500 100.0	159 10.6	352 23.5	774 51.6	157 10.5	58 3.9

Q35. あなたの職業をお教えてください。

	n	%
全体	3000	100.0
公務員	181	6.0
会社役員	119	4.0
会社員(正社員)	1192	39.7
会社員(契約社員・派遣社員)	179	6.0
パート・アルバイト	274	9.1
自営業・自由業	383	12.8

学生	74	2.5
主婦・主夫	251	8.4
無職	296	9.9
その他 具体的に:	51	1.7

Q36.あなたの職業の業種をお教えてください。

	n	%
全体	2328	100.0
素材・資源	51	2.2
建設・不動産・建設関連製品・設備	198	8.5
機械・装置	134	5.8
1～3 以外の産業インフラ・サービス	89	3.8
運輸	88	3.8
公共(電力・ガス)	33	1.4
自動車	67	2.9
住宅	22	0.9
アパレル・娯楽用品	46	2.0
小売り・外食・娯楽サービス・その他消費財	297	12.8
ヘルスケア・医薬・食品・トイレットリー・化粧品	121	5.2
金融(保険以外)	59	2.5
保険	41	1.8
エレクトロニクス・事務機器・電子デバイス製造装置	60	2.6
ソフトウェア・情報技術	217	9.3
通信サービス	87	3.7
メディア	103	4.4
その他 具体的に:	615	26.4

割付

	n	%
全体	3000	100.0
クリエイター	1500	50.0
ユーザー	1500	50.0

## Ⅱ ヒアリング調査

※ヒアリング調査は全20団体に対して行ったが、下記は、公表について同意が得られた範囲内で、その内容につき記したものである。

### 【権利者側】

- 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 株式会社集英社
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 株式会社朝日新聞社
- 株式会社TBS

### 【利用者側】

- 一般社団法人インターネットユーザー協会
- 一般社団法人新経済連盟
- 学校法人駿河台学園・株式会社ベネッセホールディングス
- 株式会社アंक
- 公益社団法人日本図書館協会
- 特定非営利活動法人コモンズフィア
- 富士通株式会社
- ヤフー株式会社
- 東京学芸大学附属世田谷中学校

## 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

### (1) 柔軟な権利制限規定が導入された場合に考えられること

- ・柔軟な権利制限規定ができたとしても、結局利用者側で適法か否かの判断ができず、ビジネス上使われないのではないか。
- ・現行法の引用の規定（32条）は、柔軟な規定であると思うが、条文を見ても適用を受ける利用かどうかの判断は難しく、企業が引用として適法だからという理由だけでビジネスを進めるということはないと思う。
- ・柔軟な権利制限規定を入れてもあまり理解のない個人の利用者などが、抗弁として主張してくる例が増えるだけなのではないか。
- ・著作権法は、著作権者の権利を守るためのものなのだから、利用の促進の方向に傾きすぎるのはよくない。

### (2) 居直り侵害について

- ・ゲーム業界では現状では居直り侵害というのはあまりない。真面目なファンは、権利者から警告をした場合にはすぐ利用を止めてしまう。

### (3) 著作権侵害の状況について

- ・YouTube へのゲーム実況動画のアップロード、同人ゲーム、クローンゲーム（ゲームの続編を無許諾で創作したりキャラクターだけを用いて別のゲームを創作するもの）などが多い。
- ・YouTube への削除申請は行っている。
- ・著作権への理解を高めるための普及啓発セミナーなどをしていけると、教育現場においては、教員の理解が低く（そもそも著作権への理解がなかったり、教育目的であればすべて適法であるなどの誤解をしている）、侵害となっている状況もある。

### (4) ソフトウェア産業等について

- ・従前に比べると、オンラインゲームのような新しいサービスの形態が出てきていて、サービス提供期間の短期化など、利用形態には変化が見られる。

### (5) 訴訟リスク（の取り方）について

- ・協会の会員はある程度規模が大きい企業が多いので、訴訟のコストについてはあまり気にしないが、レピュテーションを気にして訴訟を避けることが多い。逆に、ベンチャー企業では、訴訟コストの方が負担で、あまりレピュテーションは気にしないのではないか。

### (6) イノベーションの創出について

- ・柔軟な権利制限規定がないために、日本でイノベーションの創出が阻害されているという主張がなされているが、そのような事実は証明されていないと思う。また、柔軟な権利制限規定によって本当にイノベーションが促進されるのかは疑問がある。

- ・イノベーションについては、法制面だけではなく、資金や人員等といった基盤にも注目する  
必要があり、法制だけの問題ではないのではないか。

## 一般社団法人日本音楽著作権協会

### (1) 権利侵害の状況について

- ・インターネット上の違法行為による被害は大きい。
- ・ブログなどで歌詞を利用した記事を掲載している例があるが、大手のブログサービス運営事業者と利用許諾契約を締結するなどして、ライセンスによる解決を図っている。

### (2) 権利侵害への対応

- ・インターネット上の権利侵害は、システムを使ってのクローリング、担当者による確認等により発見している。
- ・外部からの情報提供や権利者からの連絡等を受けて権利侵害を発見することがある。
- ・インターネット上の権利侵害については、侵害対策にかかる費用と比して回収できる金額が僅かである場合がある。インターネット上の侵害はライブハウスにおける演奏などと違って侵害者の連絡先がわからない場合が多く、個人による侵害も多い。
- ・JASRAC では、無許諾利用者に対して説明・契約の督促をした上で、それでも契約に応じない場合に職員が民事調停を担当している。調停が成立する例は多いが、それは出席要請等の「地ならし」による効果も大きいと思う。
- ・JASRAC に信託していない個人のクリエイター・作家などは、権利侵害に対して、権利行使をすることは事実上難しいのではないかと。

### (3) 思い込み侵害、居直り侵害の事例について

- ・デッドコピーや主従関係を満たしていないものなどおよそ引用に当たらないような例についても引用の主張がなされることがある。損害額が少額であると、訴訟での解決は費用倒れになることもある。
- ・現行法の 38 条の「営利を目的とせず」や、「公衆」要件における「多数」などに関しても自己に都合のいい解釈をした主張がなされることがある。

### (4) 柔軟な権利制限規定を導入した場合について

- ・上記のように、個別の権利制限規定ですら、自らに都合よく解釈した主張がなされている状況であり、柔軟な権利制限規定を入れた場合には、いっそうこのような事例が多くなるのではないかと。

### (5) イノベーションについて

- ・柔軟な権利制限規定を導入した結果、企業が自社の技術に関して使用料等が回収できなくなれば技術開発への投資もされず、イノベーションは起こりえない。コーネル大学、WIPO 等が共同で発表している「グローバル・イノベーション・インデックス」におけるトップ 3 の常連国スイス、スウェーデン及び英国は、いずれも権利制限の一般規定（米国型のフェアユース規定）を持たないことから、柔軟な権利制限規定を導入することにより、イノベーションが創出されるとは、言い難いのではないかと。

思い込み侵害、居直り侵害等の事例（順不同）

- 1 インターネット上での音楽利用について、著作権法上の「演奏」と同様の権利制限があるものと誤解して、「非営利・無料・無報酬であるため許諾を得る必要はない。」と主張して利用するケースがある。
- 2 店舗等で行う生演奏やBGM利用について、店舗経営者等が「音楽文化の発展のために利用している。」「利用することでその楽曲のプロモーションをしている。」「音楽は国民が自由に使える共有財産である。」など、思い込みとも居直りともとれる主張をして侵害を否定するケースが多くある。
- 3 「4小節までの利用なら侵害にならない。」「45秒以内のストリーム配信であればどんな利用であっても侵害にならない。」というような誤った認識が流布している。文字数や曲の長さなどの利用する量という基準のみで引用等の権利制限に該当すると主張するケースが多くある。
- 4 学校のクラブ活動等（学習指導要領に定められた「特別活動」に当たらないもの）において楽譜をコピーするなど、「授業の過程における使用」だと思い込んで複製する事例がある。
- 5 文化振興事業を行うNPO法人その他の非営利法人が催し物等で音楽著作物を利用する場合、聴衆から対価を得ていたり、実演家に報酬を支払っていたりしても、非営利の主張に加え、音楽文化振興目的という面などから無許諾でも侵害にならないという主張がある。
- 6 他人の楽曲をミックスして作成したCDを有料で販売する場合に、プロモーション目的の利用であるため無許諾でも侵害にならないという主張があった。

## 一般社団法人日本レコード協会

### (1) 権利侵害の現状について

- ・インターネット上の違法アップロードの被害が深刻である。
- ・従前は、金銭目的というよりは、ネット上で神と崇められるために違法アップロードをする例が多かったが、昨今は、業として行って広告料等で稼いでいる悪質なものが多い。

### (2) 権利侵害への対策について

- ・インターネット上の違法アップロードを検知するためのクローリングシステムの開発に 4,000～5,000 万円かけており、システムの維持・整備にも費用を要する。クローリングに加えて、目視での確認もしており、それにも費用を要する。年間 60～70 万件の削除をしている。
- ・UGC（ユーザー作成コンテンツ）サイトによっては、削除申請をして一度削除されても、利用者からフェアユースなどの抗弁がされると再アップロードされてしまうことがある。
- ・中国のサイトなどは要請しても削除をしてくれないことも多く、日本レコード協会の北京事務所が、直接交渉に行くなどしている。
- ・侵害者との間で任意に交渉して和解ができていても回収額は平均して 70 万円程度でありほぼ権利侵害対策コストを回収できていない。
- ・業として、意図的に海賊版をアップロードしている業者に対しては、会員からの要望もあるので、優先的に権利行使をしている。
- ・会員各社のバックオフィスで侵害対策をするのは困難である。権利者団体からの要請だと削除されるが、一事業者からの要請だと削除されないこともある。
- ・個人の侵害の場合は、ディスカバリなどの制度が入ってもペイしないので役に立たない。

### (3) 現在の著作権法の規定について

- ・私的複製（30 条 1 項）については、規定が曖昧であり、私的な集まりであれば何でも OK というような誤解がされている。葬式、結婚式やパーティでの利用、それから学校のクラス分 CD をコピーして配るといったのも、（学校での利用については 35 条の問題はさておき）30 条 1 項により許されるというような主張もなされる。

### (4) 柔軟な権利制限規定について

- ・柔軟な権利制限規定が日本の法律に入った場合には、特に UGC サイトに対する削除申請の過程などで利用者から権利制限の主張がされるなど、居直り侵害が増えることが予想される。現在でもフィンガープリントを意図的に回避するために映像を反転させてアップロードしながら、フェアユースの抗弁をしてくる日本人もいるので、日本でフェアユースが入ったら同様のケースが増えるだろう。

※参考 2016.10.25 声明文「柔軟な権利制限規定」についての私たちの意見（抜粋）

「米国型の「柔軟な権利制限規定」を導入するのではなく、必要があれば的確で分かりやすい「個別の権利制限規定」をスピーディに立法し、さらに権利制限規定を適切に運用することで新たな時代に適応することが正しいと考えます。」

#### (5) コンテンツを利用する「新業」の創出における、著作権者との協力について

- ・コンテンツの利用については、所謂、win-win の関係で行われるべきである。具体的には、生産活動に土地を提供した者には地代、資本を提供した者には利子、労働力を提供した者には賃金といった具合に分配するように、著作物を提供した者にもそれなりの分配をすべきである。

※参考 2016.10.25 声明文「柔軟な権利制限規定」についての私たちの意見（抜粋）

「コンテンツを利用する「新産業」の創出は、あくまで著作権者との協力関係によって実現されるべきです。」

## 株式会社集英社

### (1) 著作権侵害の現状

- ・海賊版の主なものは、オンラインリーディング、リーチサイト、P to P(ファイル共有ソフト)の3種類である。この他には、漫画の静止画をスライドショー形式で読ませる動画や、雑誌発売日前や発売日当日に画像を数点載せた上で本文で漫画のセリフやあらすじを書くネタバレブログなどがある。全てインターネット上の侵害である。
- ・上記3種のうち、国内型 P to P (Winny、Share 等) は従前に比べると減ってきている。理由は、個人がリスクを負うこと、マネタイズができないこと等が考えられる。
- ・海賊版の被害は2兆円ともいわれるが、実感としてもその位ではないかと思う。例えば、世界的にはP to Pの主流であるビットトレントのサイトのひとつ、Nyaaでは、NARUTOだけで2,200万冊分がダウンロードされている。このサイトでも、違法ダウンロードサイトの中での、アクセス数は30位くらいである。加えて、オンラインリーディング・サイトでは、上記をはるかに上回る被害が推測されている。
- ・海賊版が簡単に入手できる状況では、海外で漫画を販売しようと思っても、タダで見られるものをなぜ買うのか、ということになってしまい、ビジネスが成立しない。
- ・経済産業省の調査によると、読者の中で海賊版を読んでいる人は、国内では10%、海外では50%程度とのことだ。海外では国内の正規版より早く、タダで出回るので、正規版が売れない。
- ・週刊少年ジャンプが発売日より前にネットにアップされる被害が大きい。どのようなルートでそれが行われているのかがずっと謎だったが、ようやく1件摘発があった(マンガパンダ事件)。配送業者が、雑誌を配送の途中で抜いて海賊版関係者に渡し、国内でスキャンした上で海外の仲間にデータを送って違法アップロードをしていた。
- ・アニメも、日本での放映から20分後には翻訳されてアップロードされている。そうすると、テレビ局の見逃しサービスなど使われない。

### (2) 侵害対策

- ・侵害対策には、弊社だけでも年間2,500~3,000万円を使っている。主な用途は、リーチサイト対策の外注費である。一時期は5,000万円ほど使った年もある。
- ・経済産業省の調査では、海賊版のおかげで正規版の流通が25%減っており、海賊版対策をすれば10%が回復することが見込まれるという報告を受けている。まだ中間報告でありさらに調査中だが、年度内には正式発表があると聞いている。
- ・一般ユーザーから、なぜ海賊版を放置するのかという苦情が増えている。そんなことなら自分も海賊版を利用する、あるいは同様の海賊行為を行うと言われることもある。
- ・刑事事件にするのは年5~10件ほどである。1件あたり30~50万円かかる。ACCS(コンピュータソフトウェア著作権協会)に払う委託費が20万円、弁護士費用が10~20万円。地方の場合は、各県警への出張旅費もかかる。
- ・刑事事件は、警察庁が主導する年に一度の一斉摘発と、年間を通しての各県警からの個別の要請に基づくものがある。いずれにしる警察から要請されるものがほとんどで、それらの

対応だけでも出版社はかなりのリソースをとられる上、こちらから警察に相談しても事件化できないことも多い。

- ・刑事事件は有罪になっても権利者には1円も入らない。民事事件での著作権侵害の損害賠償額は非常に安価な上、相手に支払い能力がなければ賠償金も取れない。
- ・リーチサイトがリンクをはったサイバーロッカーに違法アップロードされた海賊版を月に10万件くらいはDMCA準拠で落としているが、すぐにまたアップロードされる。サイバーロッカーでは90%以上が削除要請すれば落としてくれるが、オンラインリーディングは20~30%、サイトによっては0%のところもある。
- ・DMCAのいいところは、削除要請があれば、まず落としてくれるところ。違法性の判断はその後になる（削除された側に反論の機会が与えられる）。プロバイダ責任制限法は、著作権者のみが削除要請できることになっており、その適格性の審査に厳格で煩雑な手続が要求される。まず、書面でしか受け付けなかつたり郵送のみ（メールは不可）というISPがある。本人確認で2種類（パスポートと免許証）のコピーが必要というところもある。ただでさえ手続に時間がかかる上に、信用できない会社に作家の高度な個人情報を送るわけにもいかず困ることがある。
- ・DMCAでも、削除された側の抗弁としてフェアユースが主張されると、削除された動画が復活してしまう点が大きな問題である。YouTubeの場合、本格的に責任を追及しようとする、フェアユースの主張に対して異議申立→再度フェアユースを主張→直接交渉（カリフォルニアで裁判）となるが、そこまでコストをかけられない。
- ・MAD動画（複数のアニメ動画をミックスしたもの）について削除要請を出すと、フェアユースだと抗弁してくることが非常に多い。被害額も大きくない（原作の売れ行きへの影響が少ない）ため、デッドコピーの海賊版対策を優先している。

### （3）フェアユースについて

- ・デッドコピーであってもフェアユースだと主張する人も多い。海賊版サイトは、現在は海外にサーバーを置いて脱法しているが、さらに日本国内の海賊行為についてフェアユースの抗弁が加わるのは非常に困る。
- ・新たに国内でもフェアユースなどの一般規定の抗弁ができるようになれば、日本のプロバイダはより慎重に判断することになり、相当長期間削除してくれなくなったり、最終的に裁判の判決を待たなければ侵害が確定しない可能性がある。日本での裁判のハードルは高いため、泣き寝入りも増えるだろう。ネット上の侵害の被害を最小限に防ぐには削除までに要する時間が最も重要であるが、これでは違法データが長期間滞留し、無尽蔵にコピーが繰り返されることになってしまう。
- ・著作権の知識が必ずしも一般的ではない環境では、フェアユースが際限なく拡大解釈される懸念が大きい。例えば、2014年度「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」や2016年度「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」に提出された資料でも「プリントサービス」（ユーザーがクラウド上や自身で送信するなどして任意にキャラクター画像等を指定し、業者がコーヒーカップやTシャツ等にプリントして販売するサービス）を柔軟性のある権利制限の対象とすべきとの主張がある。そのようなサービスが権利制限の対象になったらキャラクタービジネスは成立せず、個人が

T シャツでもマグカップでも好きなように印刷して売れてしまう。知財に精通しているはずの団体でも、フェアユースを逸脱した拡大解釈をしており、ましてや著作権の知識が不足する他業種、個人ではそのような居直り侵害・思い込み侵害が増加することが予想される。

- ・発売日より早く（発売後でも法的構成は同じだろうが）漫画のセリフやあらすじを載せて解説するネタバレブログなどが、フェアユースの抗弁をするようなことがあれば、これはおよそ許容できない。
- ・あるビジネス書を紹介するブログではビジネス書の3分の2を掲載しておいて引用だとしている。柔軟な規定が入るとその手の居直り侵害が増えるのではないか。
- ・フェアユース規定ができると、国内の侵害対策費、特に訴訟費用が大きく増えるのではないか。上述のマンガパンダ事件で逮捕・起訴されたのは70歳の運送会社の社員と外国人留学生だったのだが、どちらも支払能力がなく賠償請求を断念した。著作権侵害事件は刑事はもちろん民事であっても、損害賠償が権利者に還元されることは、ほとんどあるいは全くない。現在の司法制度では、侵害対策費用は持ち出す一方で一切回収できず、また権利者が十分に賠償される制度にもなっていない。
- ・したがって、一般規定を導入するなら、権利者救済のための司法制度改革が必要ではないか。
- ・司法制度改革に先立ち、まずプロバイダ責任制限法を、DMCA 並みに、簡便な通知により違法にアップロードされたものを削除した後で違法性を判断する仕組みに改正すべき。

#### （4）同人活動について

- ・同人活動について権利行使するか否かは作家（著作権者）の考え方によってまちまち。
- ・性描写など、作家が嫌がるような著作者人格権に関わる問題については、作家の意思を尊重して適正な対応をとる場合もあるが、概ね被害が甚大なデッドコピーへの対策を優先している。

#### （5）自炊代行サービスについて

- ・自炊代行サービスには、データや断裁本、断裁さえしていない原本を売る悪質な業者もおり、またそのデータが海賊版サイトに流出している可能性もある。
- ・自炊代行業についてはすでに最終的な司法判断がでているが、店舗が所有している裁断済みの書籍を、利用者本人にスキャンさせる業者への対応が遅れており問題である。

#### （6）その他

- ・今後、3D プリンターのデータが広く流通するようになると、海賊版のグッズが増えるだろう。
- ・リーチサイトの行為そのものを違法化してほしい。
- ・違法な動画・音楽がアップされるサイトは限定的であり、それら大量の違法動画・音楽の迅速な検索にはフィンガープリントが有効だが、漫画の場合は、対象となるサイトの数も多く、また日々変化するため、文字検索の方がフィンガープリントより経済的かつ有効である。

## 公益社団法人日本文藝家協会

### (1) 著作権侵害の現状

- ・大学が無法地帯である。特にひどいのが国立大学の法学部と医学部である。ただし、この二つの学部は、学生に著作権に詳しい人が多いから侵害が明らかになるので、他の学部でも表に出ていないだけで同じように侵害されているかもしれない。
- ・地方の教育委員会もひどい状況である。一番多いのは小学校で、色々な問題集を切り貼りして使ったり、校長先生が学校通信で勝手に詩を使ったりする。学校内ならまだよいが、それを商店街で配ったりする事例もある。また、県によっては、使用申請が全くないところもある。学校などで著作物をおよそ利用していないとは思えないので、使用申請がない県では、無許諾で利用しているものと思われる。
- ・教員養成の際に著作権の講座がないため、教員がそもそも著作権法を知らないというのが大きな問題である。群馬県だけは教員免許更新の科目に入っている。
- ・入試問題では、多くの改変がなされている。新聞記事や新書など、原形をとどめないものもある。出典を明記していない学校も多い。入試問題を作れる教員がいないので、丸ごと業者に外注している場合もあり、業者が無断で著作物を利用しているケースがある。
- ・自治体などが知らないでやってしまうことも多い。地元の偉人だからといって、勝手に句碑を作ってしまうようなケースもある。遺族が除幕式に招待されて初めて知ったという事例もあった。

### (2) 柔軟な権利制限規定について

- ・柔軟な権利制限規定というのは、タダでコンテンツを使わせろという話で、あり得ない。Yahoo と Google は一時的に儲かるかもしれないが、出版産業はおそらくなくなるだろう。出版社が減れば、著作者の発表の場が減り、著作者も減り、長い目で見れば、新しい文芸作品が創造されにくくなる。使えるコンテンツがなくなるということだ。有斐閣と医学書院はなくなりかねない。カナダでは、柔軟な規定が導入された後、出版社が3割潰れた。
- ・そもそも権利制限規定自体いらぬ。財産権を制限すること自体がおかしい。窃盗や万引きと同じ。他人の土地に勝手に住んでいるのを認めろということと同じことである。他国にも権利制限規定はあるが、日本のようにズブズブではない。
- ・権利制限規定が柔軟になれば、勝手な複製がもっとやりやすくなり、侵害がはびこる。

### (3) 著作権侵害への対応について

- ・協会に相談や連絡がされた著作権侵害については、全て対応している。具体的には、協会の顧問弁護士に相談し、侵害者に連絡する。5割くらいは電話で解決する。電話で済まない場合には、簡易書留、レターパックなどの記録が残る形で書面を送る。9割方はそれで解決する。解決の形としては、使用をやめる場合と、お金を払って使う場合が半々である。
- ・文芸の分野では、ビジネスチャンスを奪われたというよりは、心情的に許せない改変が行われたというケースが多い。中には、書店で自分の本が勝手に出版されているのを見つけたというケースや、地元の偉人の話を書いたら、そこの自治体が勝手にその本を元にミュージカ

ルを作ってしまったといったケースもある。作者がある程度有名でないと使われないし、その場合は故人であることが多いので、声を上げるのは遺族の場合が多い。

- ・実際に訴訟になる例はほとんどない。訴訟を起こすにも費用が高い。被害が小さいものでは、2,000～3,000円で、高いものでも80万円程度であり、訴訟はコストパフォーマンスが悪い。
- ・東京以外の裁判官や弁護士には、著作権がわかる人が少ない。知財高裁ですら納得のいかない判決を出しており、著作権者は司法をあまり信用していない。
- ・訴訟まで行くものは、出版社が勝手に作品を使ってしまうといった大々的な侵害である。訴訟にかかる期間が短くなり、費用が安くなれば、訴訟も増えるだろう。しかし、訴訟を起こすこと自体で評判が悪くなるという考えの人は多く、訴訟を躊躇う権利者は多い。
- ・協会で把握している限りでは、刑事事件になるようなことはほとんどない。童話をポルノチックに朗読されたものが、ネットにアップされたという例があったが、警察庁から海外のサーバー運営会社に連絡してもらい、止まった。警視庁では対応がわからず、警察庁に相談してやっと対応してもらえた。警察にも著作権を分かる人が少ないようである。

#### (4) 著作権制度に対する要望

- ・色々な種類の著作物を、一括で許諾ができる窓口がほしい。韓国にはそういう制度がある。権利者は現状でも困らないが、利用者は窓口が別々だと不便である。

## **株式会社朝日新聞社**

### **(1) 権利行使の現状等**

- ・現状、当方で対応している侵害の類型としては、ブログ、サイトに無許諾で掲載というものが最も多い。個人が行っているものもある。
- ・対応は、基本的にプロバイダ経由でプロバイダ責任制限法に基づいて行っている。アメリカのプロバイダはアメリカの著作権法に基づいて対応する。アジアのプロバイダは動かないこともある。
- ・侵害対応には優先順位をつけているが、侵害が継続しているか、大量かどうかの一つの基準であり、営利性は基準として重きを置いているわけではない。
- ・発見の契機は、通報がある場合もあるし、検索して見つける場合もある。
- ・侵害対応については、横断的に色々な新聞を転載している場合は、各社で連絡を取り合うこともある。

### **(2) 居直り・思い込み侵害等について**

- ・引用だと主張されることがあるが、要件を満たしているとはいえない場合もある(キュレーションサイトなど)。
- ・新聞記事には著作権はないと思っている場合もある。
- ・企業内コピーの場合は、指摘すれば居直られることはあまりない。
- ・アメリカ型フェアユースのような制度が導入されると、居直り・思い込み侵害は増えるのではないか。フェアユースという言葉だと「フェアだからいい」という人が増えるかもしれない。営利性もフェアユースの判断基準の一つだと思うが、非営利ならよいという誤解が生まれると、居直り・思い込み侵害が増える可能性がある。

### **(3) 新たな法制度等について**

- ・射程のはっきりしない権利制限規定が導入された場合、侵害が減ることは考えにくい。一方で、適法に利用しようとする人は「曖昧なら使わないでおこう」となって、利用そのものは増えないのではないか。遵法意識が高い人が損をする制度はおかしいのではないか。
- ・できるだけはっきりとした個別規定に近いものが望ましい。個別規定を迅速に作ることで技術の進歩に対応するという方法もあるのではないか。
- ・山口大学の例などを見習って、著作権教育をもっと積極的に進めるべきである。これから必要性はより高まっていくだろう。
- ・簡便な方法で許諾できるよう、拡大集中許諾制度などを検討してもいいと思う。

## 株式会社TBSテレビ

### (1) 現状

- ・違法アップロード動画によって、リアルタイム視聴率が下がり、リアルタイム視聴率が下がれば広告媒体としての価値が下がってしまう。広告主にとっては、視聴率が出稿するか否かの基準となっている。放送後に違法アップロード動画が視聴できてしまうことが、収益を阻害する要因となっている。
- ・違法アップロードの数は伸びている。海賊版 DVD も横行しており、アジア圏を中心に根強い。
- ・ホームページ等で放送番組のキャプチャを勝手に使われることがあるが、それをフェアユースだと抗弁する人もいる。
- ・啓発 CM を流す等の取り組みもしているが、違法アップロード対策はもぐらたたきの状態である。対応については、CODA（コンテンツ海外流通促進機構）と協調する場合と、個社として行う場合があり、総合的に判断している。大手の動画共有サービス事業者からは、直接削除できるツールが提供されている。
- ・違法アップロード対策については、大きく分けて①自社での手動削除、②自社でのクローリング、③外部委託、の3つがある。①自社での手動削除には限界があり、情報提供があったものについて優先的に対応し、その他は検索してヒットしたものを削除している。②フィンガープリントによるクローリングを導入しており、初期投資として100万単位で費用をかけている。③外部委託では、費用の関係から、放送中の連続ドラマなどに限って、委託しており、対策の費用としては年間数百万程度かけている。
- ・営利目的の違法動画サイトは中国が多い。
- ・費用倒れになるようなケースが多いため、権利者として著作権侵害訴訟は起こしにくい。

### (2) テレビの特色との関連等

- ・番組には出演者、脚本家、音楽家など多くの権利者がおり、権利侵害を放送局だけの判断で見過ごすことなどできない。出演者サイドから対策の要請を受けることもある。
- ・在京各社が中心となり見逃し配信サービス「TVer」を開始しており、このサービスは、違法アップロード動画と競合する。その意味もあり、違法アップロード対策の重要性は増している。
- ・取材協力者などが、自身をとり上げた番組の一部分を自身のHPに無許可でアップロードしている場合もあるが、削除を要請すると概ね応じてもらえる。

### (3) 報道機関としての特色との関連等

- ・報道機関としては、誤報があったならば放送で訂正をするが、インターネットに違法にアップロードされた動画は残ってしまう。人権にかかわる内容などの場合、削除要請は、本人だけでなくテレビ局も行うが、その有力な根拠は著作権である。
- ・放送における報道目的で成立した取材映像がインターネット上で勝手に使われてしまうと、取材対象者に二度と協力してもらえなくなるなど、将来的に報道の自由が害される可能性がある。

#### (4) 侵害との関連

- ・フェアユースという言葉が広がっているという感じはするが、フェアユースについて誤った理解や全く理解していない者もいる。
- ・権利者が悪者のように思われていることもある。
- ・ドラマの場面が、実在の犯罪と直接関係がないのに引用され、それは報道目的の利用・引用として適法だと主張されたことがある。

#### (5) 法改正への意見等

- ・「柔軟化」の具体的なイメージが分からず、番組の使われ方がイメージできないので NO と言わざるを得ない。
- ・本来的には、個別規定＋ライセンスで対応すべきであり、現状でも裁判になるので、柔軟になったら果てしなくもめることになるのではないか。
- ・柔軟な規定が導入された場合に適法か否かを一般人が判断することは不可能ではないか。アメリカのフェアユースでも複雑である。
- ・権利侵害の軽重と、公益性のバランスを行政が判断する仕組みはあり得るかもしれない。
- ・利用する方も権利制限規定が曖昧だと著作物を利用しにくいのではないか。

## 一般社団法人インターネットユーザー協会

### (1) 著作権に対する認識と、著作権法をめぐる現状

- ・表現の自由は憲法で保障された重要な権利であり、著作権は原理的に表現の自由を制限する性質を持つものだ。ただし著作者等の権利の保護は、創作やイノベーションのサイクルを回すインセンティブとしてもはたらいっている。著作権法第一条にあるとおり、その権利保護は、文化の発展に寄与するもので、公正な利用に留意される限りにおいては許容される。
- ・上記の前提を踏まえた上で、そして情報技術によって新たな表現をできるようになった現代において、著作権がその新たな表現を阻害するものであってはならない。また技術の進化によって享受できる利便性が著作権によって阻害されている現状があり、それは著作権の本来の目的からは外れている。その代表例がコピーコントロール技術やアクセスコントロール技術による制限だ。DVD の映像データを抜き出して保存し、DVD ドライブのない機器で視聴することは技術的には可能だが、アクセスコントロール回避規制によって、市販の DVD の多くはそのような視聴のための複製行為が違法とされている。また電子書籍サービスで購入した電子書籍が、そのサービスの終了によって読むことができなくなってしまった事例なども起きている。これらはユーザーの利便性を損なっているだけでなく、情報へのアクセスを阻害している側面もある。
- ・ただし著作権に対する無理解や、過度な拡大解釈による著作権侵害事例があることも事実だ。特に引用の規定についてはそれが顕著であり、キュレーションメディアをめぐる一連の問題は社会問題にまで発展した。

### (2) 柔軟な規定の必要性

- ・著作権をめぐるさまざまな議論においては、その立法事実の有無が重視される。しかし今後のイノベーションによって生まれる著作物の利用の態様については、現時点で立法事実は存在し得ない。また立法事実が出てきてから議論を進めていけば、発展の著しい情報社会の実際に適合できず、世界的な潮流に取り残されてしまう場合がある。立法事実即ち個別規定の整備は、著作権法がより複雑なものとなり、その個別規定が後に思わぬところで影響を与えてしまう場合も考えられる。そのような事態を避けるためにも、個別の規定ではなく、公正性を規範とする米国型の 4 要件のような柔軟な規定が、日本の著作権法にも必要だ。
- ・すでに立ち上がっているサービスを運営する事業者にも柔軟な規定の導入に関する立法事実を問う形でのヒアリングをしても、それはあまり効果的ではないと思われる。企業は現在の法律の範囲を遵守し、その範囲内で適法に事業を行なっていることが前提とされているためだ。

### (3) 柔軟な権利制限規定の効果と影響

- ・公正性を規範とした柔軟な権利制限規定が創設されれば、新たな技術や文化の発展、そしてそれに伴う新たな利用法や表現が生まれるだろう。それに伴って消費者のコンテンツの利用は促進され、新たなコンテンツビジネスも創発される。柔軟な権利制限規定の創設によって著作権侵害が増えるのでは、という意見もあるが、現状で著作者の権利を不当に害する悪質な複製（海賊版の流通など）については、侵害者への強力な対抗策が著作権法などで与えら

れている。加えて現状で著作権侵害とされてしまっている利用（例えばタイムシフトやプレイスシフト、書籍の電子化の専門業者への委託など）は現代の情報環境の足かせになっている場合があることを指摘しておきたい。

- ・柔軟な権利制限規定が創設された場合、判例の蓄積ができあがるまで、行政によるガイドラインの作成を求める声が上がること考えられる。ガイドラインの作成を否定はしないが、ガイドラインの作成と法律による個別規定の制定はイコールではない。ガイドラインは法を超えられないからだ。またガイドラインを作成する際は、権利者や学識者だけでなく、消費者や産業界を巻き込んだ形での、オープンなマルチステークホルダープロセスをとることが必要だ。

## 一般社団法人新経済連盟

### (1) 具体的に今の著作権法ではできない事業

- ・クラウドサービス。平成 26 年 12 月に法制・基本問題小委員会でプレゼンしたことがある。
- ・ネット上の情報（SNS やブログなどで公表されている顔写真や文章等）を収集・分析し、本人確認や与信に使うサービスなどが今後考えられるが、そういうものは、著作権法と抵触してくる可能性もあるのではないか
- ・時代はまさにビッグデータ時代。著作物としてではなく、データを収集しているという意識が強く、著作物性を侵害する意図は持っていない場合もあるのではないか。そのような場合には、許諾なしの収集を認めることも考えられないかという論点があると思う。

### (2) フェアユース規定について

- ・団体のスタンスとしては、イノベーションの促進につながる新サービスを創出しやすくできるように、大枠だけ決めてほしいというもの。
- ・法定された考慮要素を基に、それぞれの社があてはめを行って合法・違法の判断をすればよい。
- ・趣旨や目的を書く書き方、性能規定（※）的な書き方が考えられる。
  - （※）性能規定：建築などで使われる用語。従来の「仕様規定」から、設計の自由度が高まる「性能規定」化が進められている。
    - 仕様規定：構造物の材料、工法、寸法などを具体的に規定するもの
    - 性能規定：要求する性能（機能）とその照査方法を規定するもの

### (3) フェアユース以外の規定の可能性

- ・包括的なフェアユース規定を要望しているが、柔軟性には程度があると考えている。0 か 100 か、というわけではない。
- ・わかりにくいのであれば、例示を入れて書く方法もある。「上記に準じたもの」といったバスケットクローズ的な書き方もあり得る。
- ・例示付きバスケットクローズ規定。アメリカの裁判事例でフェアユースとされたものを書き起こし、それに準じたものとする方法もある。

## 学校法人駿河台学園・株式会社ベネッセホールディングス

### (1) 規定の柔軟性について

- ・後に述べるとおり、我々の業界は利用する著作物のジャンルや相手方が多岐にわたり、権利処理すべき案件も多いものの、利用の形態そのものは参考書や塾のテキスト、教科書準拠教材の作成などであって、バリエーションが多い訳ではない。しかし、教材のデジタル化や多様化が進みつつある。営利目的として対価を支払うことを前提に、円滑な利用ができない場合にも、自分たちの利用行為が適法であることを明確にできる規定が望ましい。
- ・フェアユース規定は無いよりはあった方が良いが、我々の著作物利用でフェアユースに該当する可能性があるのは一部に過ぎず、それだけでは問題は解決しない。適用範囲が明確でないため事業の適法性の根拠とならないし、以前専門家に依頼した調査において、米国で自分たちのような著作物の利用をしてもフェアユースは認められないだろうとの結果であったため。フェアディーリングについても同様。
- ・個別の事例毎に弁護士に伺いを立てたり、法務部が解釈をしないといけなかつたりするほどあいまいな規定も望ましくない。現場で作業する社員が判断できるくらい具体的に要件が定められていることが望ましい。
- ・したがって、我々の業界が行う利用態様に係る権利制限規定が整備されることが望ましい。
- ・なお、フェアユース規定ができた場合、きちんと許諾を取っている業者は著作権者との信頼関係を重視し無用なトラブルを防ぐ意味からもそのまま取り続け、きちんとやっていない業者は拡大解釈してフェアユースだと言ってやらない、という状態になるのではないかと。

### (2) 規範の形成主体について

- ・レピュテーションの関係で、自社で訴訟を起こすという選択肢は基本的に取り得ないし、他社が変な訴訟を起こしてバインディングな判例が形成されるのも困る。また、事例判決がいくら積み重なっても結局個別のケースに適用されるかは不透明なので、自社の利用行為の適法性の裏付けにはならない。
- ・民民だけで解決するのは難しい場合がある。ガイドライン自体を作ることが困難な場合もあるし、仮にガイドラインがあったとしてもそれだけで解決できないものは、文科省や文化庁がリードしてほしい。
- ・したがって、立法による規範形成が望ましい。ただ、政省令で細々とした規定が整備されると理解が困難なので、端的に法律で規定して欲しい。
- ・あるいは行政がオーソライズしたケーススタディ付きのガイドラインでも良い。法律であっても公的なガイドラインであっても使う側は変わらない。

### (3) 訴訟について

- ・90年代後半から教材利用の関係で訴訟が相次いだこともあり、適正・適法利用に舵を切った。そのため、フェアユースの判断を仰ぐために訴訟を起こすということは考えにくい。

#### (4) 教材への著作物利用の特徴と課題について

- ・学校、家庭、塾などで利用される教科書準拠教材や高校・大学入試の過去問は、児童・生徒の学習上、なくてはならないものと考えている。
- ・教科書や過去問を教科書準拠教材や塾のテキスト、参考書などにおいて二次利用しようとする場合、教科書等で用いられている著作物を利用せざるを得ない（教材会社に選択の余地はない）が、出版者や学習塾は営利でこうした二次利用教材を作成するので、教育目的ではあるものの権利制限の対象とならない。（教科書は 33 条、試験問題は 36 条の権利制限が働くが、その二次利用には働かないため、事前許諾が必要。その際、許諾が下りなかったり、出典不明のため間接コストが膨大に掛かったりするため利用を断念するケースが発生する。）

#### (5) 入学試験問題について

- ・入学試験問題には、36 条 1 項の規定により公表された著作物を利用しているものが数多くある。それらの著作物は設問部分と一体化しており、他の著作物に代替することができない。
- ・入学試験問題を構成する著作物の著作権をめぐるのは、過度な権利行使、高額な使用料・手数料、権利処理に要する長い期間等、多くの問題が生じており、入学試験問題を円滑に二次利用できない現状がある。
- ・特定団体が不当に高額な使用料を要求してくるケースは改善したが、全体としてまだ高い。特に英文が問題である。海外のエージェントに許諾を申請すると、こうした利用はフェアユースなので使用料は不要だという反応が返ってくることも多い（10 年ほど前に海外のエージェントに対し 60～70 件ほど利用申請を行った際は、半数以上からフェアユースに該当するので使用料は不要との回答が返ってきた。）が、高額な使用料を提示される場合もあり、その場合は利用を断念することになる。
- ・権利処理が必要となる著作物は多種多様なのに対し、特に塾のテキストなどは多品種小ロットの制作となる場合が多い。こうした使用人数が少ない教材の場合には、特に問題。教材 1 部当たりの使用料・取引費用が高すぎると、使用を断念せざるを得ない場合も出てくる。
- ・入試問題の 7 割程度が原文から改変されている（難易度を調整するため等）。改変されると、許諾がもらえないこともある。不可というのは多くの場合、本人よりも遺族の方である。なお、人格権に係る柔軟性のある規定として著作権法第 20 条第 2 項第 4 号があるが、入試問題としての改変は「やむを得ないと認められる」ものではないと思う。

#### (6) 著作物の種類と使用料・間接費の比較（ベネッセの例）

- ・国語素材文の使用料を 1 件 1 とすれば、それぞれ、国語素材文の間接費は 1 件 0.54、写真の使用料は 1 件 0.75、写真の間接費は 0.44、英語素材文の使用料は 1.95、間接費は 2.14 である。特に、英語素材文の使用料と間接費が高すぎるために取引が行われなかったことがあるならば、それは「市場の失敗」である。

#### (7) 著作権法について

- ・上記の現状を改善し、生徒等が入試問題という学習上の重要な情報・素材を適切な時期に適切な価格で入手することができる途を模索してきた。

- ・入試問題の二次利用につき、入試問題を構成する著作物も含め、事前の許諾を必要とせず、著作権者に対し事後の補償金の支払いを行うことをもって利用が可能となるように、著作権法を改正して欲しい。営利目的の教育事業であっても（駿台予備学校は専修学校認可を受けた学校法人立の予備学校なので 35 条の対象となるが）、公教育の場での著作物利用に際して個々に許諾申請することが著しく困難である事情と、その困難度において全く変わりはない。我々は著作物を無料で使いたいのではなく、個別に事前許諾しなければ違法利用となってしまう現状を打開したい。そのためであれば、適切な使用料（補償金）を支払うことは当然のことと認識する。
- ・補償金の集約配分の仕組み（補償金付き権利制限）を作ることも考えられる。教科書、入試問題、それらの二次利用まで準用できれば、権利処理の合理化と権利処理のトランザクションコストの大幅低減（低減したコストによる利用者へのメリットや著作権者への再配分も考えられる）もできるのではないか。35 条の法改正で異時公衆送信に対して補償金付き権利制限が法制化されるが、補償金の徴収・分配の仕組みが活用できるようになることを期待する。

#### （8）スリーステップテスト関連等

- ・スリーステップテストに照らしても、①一般的、普遍的な権利制限を目指すものではなく、限定した権利制限であり、②通常の利用としての入試自体を妨げることにはならず、③学校等の利益を損ねることはないので、問題ない。
- ・入試に利用された著作物の著作権者に対して使用料を支払う慣行が確立しつつあり、著作権者の利益を不当に害しない利用ではあるが、補償金を支払うという形の有償での制度設計を望んでいる。

## 株式会社アंक

### (1) コピペルナーの概要

- ・コピペ判定の際に、判定対象文書と比較される文書は、①グーグルの検索結果、②ユーザーが登録したデータ（論文や学生のレポート）である。
- ・判定結果表示の際は、レポートと同じ表現が使われている箇所にハイライトが付され、ハイライト箇所をクリックすると該当する web ページ内のテキストやレポートがアプリケーション内のウィンドウに表示される。
- ・グーグル検索については、グーグルと契約して、検索 API のライセンスを受けている。サーバーにデータを貯めているわけではなく、その都度 web ページにアクセスした結果を表示している。そのため判定結果が出るまで少し時間がかかる。
- ・当初のバージョン（コピペルナーV1）では取得した web ページのキャッシュを（一時的な蓄積ではなく）保存する形にしていたが、コピペルナー考案者の杉光一成教授から著作権法上グレーであるとの指摘を受けたので、現バージョンでは、Web ページのデータをメモリ上で利用し、アプリケーション終了時には無くなるようになっている。ユーザーが判定結果を保存する操作をした場合には、判定結果、Web ページのデータ(テキストのみ)が、HDD に保存される。
- ・将来的には論文データベースに載っている論文も比較対象に含めたいが、まだ話を進めていない。そのため、現在はネットで公開されている論文とユーザーが登録したデータだけが検索対象である。
- ・金沢工業大学が「引用判定支援装置および引用判定支援プログラム」の特許を有しており、アंकは許諾を受けて、コピペルナーの販売をしている。

### (2) 類似サービス

- ・iThenticate は、インターネットでの検索に関し、自社サーバーにデータを蓄積しているので、コピペルナーと比べて web ページを使った判定がかなり速い。
- ・iThenticate は、シンガポールに代理店があり、その代理店（株式会社アシストマイクロ）が日本にある。事業者自体はアメリカにあるので、フェアユースが使えるということのようである。ただし、論文データベースに載っている論文は、有償で許諾を取っているはずである。
- ・コピペルナーは1ライセンスから販売しており個人でも使えるのに対し、iThenticate は大学単位で年間契約しかしておらず、利用料も高い。契約形態や価格で住み分けができていると考えている。そもそも同じ土俵で戦おうとは思っていない。
- ・国内の他社サービス（影武者、コピペリンなど）は、使い勝手の観点でまだコピペルナーと同じレベルに達していない。
- ・大学が自ら論文剽窃検証システムを作っている場合もある。詳しい人なら個人でもシステム構築は可能である。

### (3) 新たな権利制限について

- ・法改正があれば具体的にやりたいことは、キャッシュの蓄積と、web のクローリングである。検索対象が増えるわけではなく、自社データベースができれば、コピー判定を速くすることができる。
- ・著作権法上グレーでも積極的にリスクを取ることもあり得る、というのが会社としての方針である。ただし、コピーレナーについては、ソフトの目的もあるし、杉光一成教授のご意向もあるので、利用慎重派である。
- ・現在よりも権利制限規定が柔軟になったら嬉しい。選択肢が増えるし、足かせが減る。
- ・権利制限規定の規定ぶりとしては明確な方がいい。安心である。

### (4) その他

- ・日本では、学術論文に関する権利者団体が分散していて、論文データベースの利用について許諾を得るのが煩雑である。
- ・ビッグデータの利活用がしやすい制度にすべき。ロサンゼルス市警は、ビッグデータによる犯罪予測システムを使って、犯罪が起きやすい場所を把握している。

## 公益社団法人日本図書館協会

### (1) 公共図書館について

- ・公共図書館としては、著作権法との関係では、①著作物を自ら利用する立場と、②著作物を利用する人のために複製等のサービスを行う立場の、2つの側面がある。
- ・図書館として、著作物利用に関する運用等についての規程については、公共図書館の中でも県立図書館を中心に整備しているのではないか。

### (2) 公共図書館（職員）における遵法意識と法の解釈運用の実態等について

- ・公共的な機関の職員であるので、法令上の決まりを順守しようとする意識が強い。例えばセミナー等を開催すると、そこでの質問は、ある行為が適法なのか違法なのかといった質問が多い。
- ・また、第31条の複製が認められる「一部分」とは著作物の半分未満であるとの解釈が示されていると、厳格にこれを守ろうとする。このような意識が根付いているのは、職員個人の考え方のみならず、組織としての責任を意識しているためであろう。
- ・「半分未満」を死守しようという態度の人も多くいる。法の遵守にあたっては、単に表面的な文言を遵守するというのではなく、著作権法の目的が文化の発展であることを念頭において、法の趣旨を鑑みた上での判断もあると考える。
- ・他方で、法の趣旨を踏まえて柔軟に対応している例もある。例えば、「一部分」は半分未満という解釈がなされているが、書籍に掲載されている写真や美術の著作物については、「半分」を超えたとしても、法の趣旨からすれば、それにより著作権者に与える経済的な不利益は過大ではないと評価されるだろうとの判断もある。

### (3) 望ましい権利制限規定の柔軟性の程度、規範形成のあり方について

- ・アメリカ型のフェアユースは、日本にはなじまないのではないか。現行法においてもある程度利用目的や場面を想定した公正な利用に関する規定はあり、そのような構造を維持した方がよいと考える。アメリカは問題があれば訴えて解決することを良しとする社会であるのに対し、日本ではこうしていれば安全であるという範囲でしか行動せず、勇気をもってリスクを取ろうとする者は少ない。風土や訴訟コスト、またレピュテーションといった問題がある。
- ・利用者において、31条の「一部分」の解釈に対する理解が十分ではない。例えば、本の半分にとどまるなら短編集の一遍全てをコピーしても良いという理解や、別の日にコピーすれば結果として半分を超えるコピーをしても良いという理解をしている人もいる。「一部分」の解釈への理解でさえ十分でない現状において、フェアユースが導入されれば、図書館におけるコピーについてフェアだといって過度な利用を求めるなど、自分に都合よく解釈し行動する者が出てくるのが懸念され対応がむずかしくなる。
- ・ルールは、法律や政省令である程度具体的に決めてもらった方がよい。法令には法的な拘束力がある。また、策定プロセスでは、利害の対立する両当事者の間に入って調整をする人がいる点でより望ましい。司法での解決には時間がかかるから望まない。

- 抽象的な法令の解釈について利害関係者のみで定めたガイドラインで対応することについては、間に入って第三者的に利害調整を行う者がいない場合、法規範性の点で問題がある。また、文化審議会著作権分科会の報告書などで法解釈が示される場合も、専門家の議論を経て、権利者も図書館関係者もある程度納得ができる内容となるため、権威があり、事実上の規範性を持つこととなる。例えば、数年前に31条1項2号の「保存のため必要がある場合」等の解釈について著作権分科会の報告書で明確にされたことで、図書館の現場の運用が大きく変わることになった。地域資料を所蔵する図書館が複製し、国会図書館が収集し、地方の公共図書館に配信するということが可能となり、画期的なことだと考えている。
- なお、利害関係者のみで定めるガイドラインであっても、うまくいくケースもある。例えば、視覚障害者向けのサービス提供については、法第37条は相当程度柔軟性が確保されているが、法解釈について当事者間で協議して作成したガイドラインによって運用が円滑に進んでいる。これは、関係当事者が少ないからうまくいっているのではないか。

## 特定非営利活動法人コモンズフィア

### (1) 権利制限規定の改正の方向性について

- ・立法事実がないという主張があるが、検索エンジン、全文検索型サービスなどの合法化が後になって議論されているように、立法事実はあるのではないか。
- ・仮に立法事実が見当たらないとしても、そもそも柔軟な権利制限規定が求められる理由は、事前に立法事実の存在を求められない状況に対応するためであり、「未来の立法事実」に備えるための規定の要否という点の議論も必要ではないか。
- ・所謂、「市場の失敗」として捉えられるようなものではなく、教育目的でのオープンな利用、パロディ等、「市場の失敗」の議論がうまく当てはまらない部分について議論して欲しい。

### (2) 特に柔軟性を持たせるべき分野について

- ・ピアラーニングやオンラインラーニングの分野ではクリエイティブコモンズライセンスが利用されている。最近では教え合いサービスといったサービスも出てきており、教育分野における利用が広がってきており、柔軟な権利制限規定が必要であると考ええる。
- ・政府などのオープンデータの利用についても、その利用を促進するためには、柔軟な権利制限規定が必要である。
- ・学内、組織内のささいな利用。

### (3) 現行の権利制限規定について

- ・引用の規定などは、規定自体は柔軟に作られているが、裁判例の蓄積から、実務上はそれなりに適用範囲は狭いものとして考えられている。
- ・新技術などにより権利制限規定が想定している状況ではない事案が直ちに発生してしまうのが昨今の情報化社会であり、権利制限規定では対応しきれない。
- ・毎年のように権利制限規定の立法化を議論していたのでは、立法にかかるコストが大きすぎる。

### (4) 日本企業の考え方

- ・日本企業はかなり法令遵守という意味でのコンプライアンスを気にしており、柔軟な権利制限規定が入ったとしても、軽率にグレーゾーンの利用を行うとは思えない。

### (5) 居直り侵害について

- ・居直り侵害が増えるのではないかという議論については、インターネット上の海賊版販売等を行っている者には、柔軟な権利制限規定の有無にかかわらず侵害を行うのであり、居直り侵害が増えるということはないと思う。

### (6) 実現可能性等について

- ・実現可能性という観点からはいわゆる受け皿規定がよいのではないか。

- ・裁判所は、法律や契約における必ずしも明確・具体的でない文言についても総合考慮型の解釈・判断を毎日のように行っており、裁判所の能力に問題はないように思うので、本質的な問題ではないのではないか。

#### (7) (二元的な) 目的に応じた法規制の可能性について

- ・イノベーションと、教育等におけるオープンな利用で、目的や趣旨等が異なるのであれば、法規制のあり方として、(一元的に) 一つの柔軟な規定の導入や、(多元的に) 個々の規定の拡張という方法だけではなく、(二元的に) 大きく分けて 2 つの目的に応じた法規制ということも、立法政策、また立法技術としてあり得るのではないか。

## 富士通株式会社

### (1) CPS(Cyber Physical System)上でのサービス提供について

- ・ CPS とは、「実世界とサイバー空間との相互連関」

参考：産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会 中間まとめより

「実世界のあらゆるモノに関するデータがデジタル化され(収集・蓄積)、それがインターネットを介して流通する(運搬)状態が実現され、その処理・解析によって付加価値が生み出され、当該価値が実世界に変化を与え、当該変化がさらに情報として収集されるという好循環を起こす…。」

- ・ CPS の深化のレベルに応じ、①実世界とサイバー世界の相互作用による高付加価値化、②データの二次利用や特定分野での技術基盤などの他分野への応用による新たな価値創造など、産業等に変化がもたらされる。
- ・ 仕組みとしては、Physical(現実世界の既存の知識や情報)→Cyber(デジタル空間での情報の蓄積・解析、また変形等)→Physical(再度、現実世界での新たな価値・知識・情報の提供)という流れである。

### (2) 想定されるサービスと著作権の兼ね合い

- ・ サービスの目的・出力の様態は様々なものがあり、この中で行われる行為については、柔軟性・伸縮性があるので、現行の著作権法については、帯に短し、襷に長しの状況。
- ・ CPS は社会イノベーションのためのツールであるが、当該内容は、上述のとおり柔軟性や伸縮性があり、企業としてはコンプライアンスの現状は、オーバーコンプライアンス気味になりがちである。
- ・ 現行権利制限規定の適用可能性については、様々な目的での著作物の収集・蓄積、及び一定の出力を許容することが必要となるが、現行規定では下記の点で適用が困難である。
  - 47条の6：行為主体の限定、送信可能化された情報に限定、公衆からの求めに応じに限定
  - 47条の7：利用目的の情報解析への限定、複製物・翻案物の出力の非許容
  - 47条の5：行為主体、利用目的、出力の適用が困難
  - 47条の9：利用目的、出力の適用が困難

### (3) 機械翻訳について

- ・ 機械翻訳サービスの準備、提供には、47条の6、47条の7、47条の9への該当性に課題がある。
- ・ 現実世界に多く実在する対訳例をシステムに取り込み、蓄積した上で、それを利用して翻訳結果を表示することになるため、当該蓄積及び翻訳行為が、複製権及び翻案権を侵害する行為と評価される可能性を否定できない。
- ・ 現在は、著作物性のあるものはそもそも取り込まないようにしている。著作物の一部がそのまま出力される可能性もあるので、研究者自身がやめておこうという意識である。

#### (4) 教育支援サービスについて

- ・第三者の著作物の、データベースへの保存、授業を担当する者・授業を受ける者への提供行為(公衆送信)は、それが非営利の教育機関に対するサービスとして限定されて提供されるとしても、現行法の第35条の適用対象外であり、著作権侵害となり、実現できない。

#### (5) 権利制限することの根拠

- ・CPS に著作物が取り込まれる段階では、そのこと自体によって、取り込まれる著作物の利用を享受しないケースが多いものと考えられる(非享受型利用)。ライセンスに馴染みにくい例も多い。
- ・CPS では、著作物の出力により価値が高まるサービスも想定される場所、その著作物を出力する段階では、著作物の表現を利用者が享受することとなる例も考えられ、著作権者等の既存のビジネスとの衝突をする場合も考えられるが、一方、著作物の利用が軽微で、著作権者等の利益を不当に害するとは言えない場合もあるのでは。
- ・出力の程度、出力される部分の著作物性等、サービスによっても、また同じサービスにおいてもこの出力内容などが異なることも想定されることから、その個々において利益衡量がなされるとよい。
- ・なお、公益的観点から社会的要請が高いと判断される出力も考えられる。

#### (6) 権利制限規定のイメージ

- ・著作物に関連する CPS に属するサービスとして、どのようなものが提供されるかは、現段階で具体的に特定することは困難だが、著作物の蓄積、出力等につき、一律に是非を判断できない場合が多いと考えられる。個別の事例につき、目的や様態に照らして柔軟に判断ができる可能性を有する権利制限が置かれるのが望ましい。
- ・CPS を想定しての検討をしているが、技術的進展は止まらない点にも留意が必要である。特定の技術的な観点からの限定的な態様での権利制限規定はないことが望ましい。(事業内容に着目、事業手法に着目、一定の領域に着目など) 様々な定め方があると思うが、サービス内容で権利制限の範囲を固定するのはナンセンス。新しいサービスができたらずぐに使えなくなってしまう。
- ・裁判所により、個別事例において目的や様態及びそれらが著作権者に及ぼす影響を考慮して柔軟に解釈されれば、著作者の保護を基調とし、技術的進展に応じた著作物の利用・流通を促進しつつ、文化の発展に寄与するという著作権法の趣旨に合致するものと考えられる。
- ・規定の仕方に関しては、明確性の点では個別規定の方がいい。一般規定(フェアユース)では裁判になるまで救われるかどうか不明確であり、怖くて利用できない場合もあるだろう。今回の企業向けアンケート(問1-14)でいえば、BかCであり、Cに近いものがよいかもしれない。
- ・アメリカ型のフェアユース規定とするのであれば、アマカスブリーフなど、当事者がものを言える制度にしてもらわないとバランスを失する。
- ・企業法務の観点からは、リスクを判断するディシジョンメーカーにどのように提示できるかが課題。先例のないものについて法務部が解釈を示すということになると要件があいまい過ぎると判断に悩むだろう。研究段階では新しい利用を試したとしても、事業のフェーズでは、

石橋をたたいて渡るなど、研究と事業のフェーズの違いもある。企業によっては、一番風呂に入りたくない企業もあるだろう。もし裁判をしてダメだった場合の影響（事業の差止が求められるのか、評判の低下につながるのか、顧客に迷惑がかかるか、損害賠償額など）も考慮する必要がある。

- ・不確実性が少ない方が説得しやすいので、予見可能性が高い規定の方が望ましい。リーガルリスクを低める方がイノベーションにつながるという考え方もある。

## (7) その他

- ・毎々全部裁判でというのは事業を行うものにとって困る。いくら儲かるかわからないのに裁判するのは、コストもかかるし、新しい事業ができない。
- ・当事者が作るガイドラインというのは、権利制限の種類によってはあまりイメージができない場合もある（30条、32条など）。
- ・同様の事案の判例が積み重なるといい方向に収斂していくようにも思うが、あまり判例の数がなく、特定の裁判例の結論部分だけが前例となってしまうのは困るので、立法で明確にする方がよい。
- ・日本だと（技術型裁判の専属管轄が）東京地裁と大阪地裁の2つに決まっているので、判例が偏ってしまう可能性もある。

## ヤフー株式会社

### (1) 新たな権利制限規定について

- ・利用を念頭におくと今後多様なサービスが出てくることが予想されるので、柔軟な規定がよい。現在の個別規定の限定列挙では、技術の進展のスピードに対応できないので、技術の進展に柔軟に対応できることが必要である。
- ・抽象度の高い規定になると、利用しづらくなるということはあまり考えられない。慎重に検討しつつ、必要以上に萎縮しないという意味で、抽象度の高い規定の方がよい。
- ・現在もそうだが、適用場面が限定的な狭い規定を立法すると、反対解釈による萎縮効果がある。

### (2) リスクに対する考え方について

- ・法律の解釈は、慎重に検討している。画像検索サービスは、アメリカではフェアユースと認定された例があったので、そうした状況も見つつ実施することとした。
- ・訴訟リスクはできれば避けたい。訴訟を起こされること自体のレピュテーションリスクについては重いものとして考えている。
- ・訴訟リスクの評価に当たっては、レピュテーションリスクのほか、サービスの規模、差し止めによりサービスが停止した場合の影響、実際に権利行使がされる可能性などを総合的に考慮する。

### (3) これまでの実例について

- ・日本発の検索エンジンが普及しなかった理由が、著作権法にあったかどうかは定かではないが、日米のビジネス環境の違い（適法性等が曖昧であっても、クリエイティブな事業にチャレンジをする傾向があるかどうか）は影響したであろう。
- ・47条の2が立法される前においても、インターネット・オークションサイトの出品画像については、32条（引用）が適用可能と解釈していた。

### (4) 権利者の主張への考え方

（権利制限について柔軟な規定を作るなら、権利を広げる方向にも柔軟な規定を作るべきではないかという主張があるが？）

- ・複製や公衆送信については現在でも十分に弾力的な規定であると思う。
- ・利用を禁止する、罰則を課す、という方向では明確に範囲を決めるべき。
- ・権利制限規定に柔軟性を持たせると訴訟が増えるという主張があるが、そもそも我々はしっかりリスク評価をして事業を行うので訴訟で決着することは期待していない。

## 東京学芸大学附属世田谷中学校

### (1) 教育現場での著作物利用の実態等

- ・教科や教師によって、著作権に関する認識や対応にギャップがある。学習指導要領に知的財産という言葉が載っている教科は、国語、音楽、美術、技術であり、それらの先生は比較的意識がある。
- ・音楽では、生徒に興味を持ってもらいやすいように、CD・DVD になっていない最新の曲等、YouTube で曲を聞かせるということもある。グラミー賞や紅白で歌われた曲等。あくまで授業の導入として用いるだけで、授業の本編では使用しない。
- ・許諾を取ることにはないが、取らなくていい範囲でやっているという認識である。許諾の取り方は知らない。仮に許諾を取ろうとしても、予算の優先順位は低いだろう。
- ・生徒の合唱や運動会のダンスなどを CD・DVD 化することがある。CD・DVD の作成業者から著作権を侵害する可能性があるのではないかという趣旨でストップがかかるということもあった。運動会では音楽に合わせてダンスしたが、録画映像では実際のものとは違う曲をのせたということもあった。
- ・合唱や運動会の映像などについては、保護者の中には、録音・録画してネットにあげる人もいるかもしれない。
- ・合唱コンクールでの曲の選曲では、YouTube の使用やオムニバスを作成することもある。関係者限定で配布し、使い終わったら回収して責任をもって処分する。
- ・音楽の授業で曲を使うのは、3 学年 480 人に当該曲につき宣伝していることになるという見方もできるのではないか。
- ・吹奏楽等の場合、レベルの高い学校では、有料でコンサート、CD 販売などをすることがある。
- ・訴訟リスクについては、権利者からの訴訟よりも保護者からの訴訟を恐れている。例えば、卒業文集を勝手に使うなど、生徒の著作物を卒業後に大々的に使ったら保護者から訴えられる可能性はあるかもしれない。権利者から指摘をされたことはない。
- ・毎年 3 年生に対して、著作権の授業を実施している。生徒からは著作権のことを知ることができてよかったという意見が多い。これはダメ、あれはダメ、という授業ではなく、こういうことができるという方向で教えたい。

### (2) 権利制限規定のあり方について

- ・学校内での利用についての柔軟性はあった方がよい。広く明確な規定が望ましい。
- ・規定が柔軟になっても利用の実態は変わらないように思う。必要な人は使うし、必要ない人は使わないのではないか。規定が柔軟になることによる萎縮効果はないだろう。
- ・教員には利益を得ようという人はいないので、居直り侵害は増えないのではないか。子ども達の居直り侵害が増える可能性は否定できない。
- ・教育課程における著作物の活用については、生徒が使える範囲を広げて欲しい。例えば、許諾を得ることなくタブレット等からネット上にある著作物を得やすくして、生徒が活用しやすくするなど。

- ・授業は水物であり、タイムリーに思いついて明日使いたいということもある。こういった教育課程に対応する著作権法制を構築して欲しい。
- ・規定が柔軟になるにしても、やっていいことを明確にして欲しい。どこまでやっていいかというホワイトリストが欲しい。副教材の取扱いなど疑問がある。

### (3) その他

- ・許諾を取るとしても、人手不足もあり、教師が自ら行うことになると思われ、実際上そこまで手が回らないと思う。許諾が簡単に取れる仕組みがあればよい。年 1 回まとめて申請とするなど通常の業務に支障のない形にしてほしい。
- ・生徒が作った作品などの著作物について、研究発表で見せる、来た人が写真を撮るなど、多様な利用が考えられるので取扱いが難しい。本人に明確な許可は取っていない。
- ・デジタル分野については子どもの方が対応が速い。裏技のようなものも知っている。教師の方の知識が追いついていないという面もある。
- ・教員向けの知財の研修は文化庁のもの以外ないのではないか。教職課程の中に著作権教育を入れて欲しい。